

第 2 次みよし市環境基本計画

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

《素案》

令和 2（2020）年 10 月

みよし市

はじめに

《市長挨拶》

目 次

第 2 次みよし市環境基本計画

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
（1）環境を取り巻く社会の動き	3
（2）計画策定にあたっての重要な考え方	4
2 計画の基本的事項	5
（1）環境基本計画の目的	5
（2）環境基本計画の役割・位置づけ	5
（3）計画期間	6
（4）環境基本計画と SDGs との関連	6
第 2 章 環境基本計画が目指すもの	7
1 目指すまちの姿	8
（1）将来像	8
（2）実現に向けての仕組み	8
（3）将来像が目指す姿	9
第 3 章 環境・まちづくり分野別の施策展開	11
1 現状と課題	12
2 施策体系	48
3 分野別の施策展開	50
（1）脱炭素のまちづくり	50
（2）自然共生のまちづくり	58
（3）循環型のまちづくり	72
（4）安全・安心のまちづくり	78
（5）協働による環境行動のまちづくり	88
第 4 章 計画の推進	95
1 計画の周知	96
2 計画推進の体制	96
（1）計画推進主体	96
（2）計画推進管理	97

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

みよし市では、平成 13（2001）年 3 月に望ましい環境像として「みどり豊かな ふれあいのまち」を掲げ、「三好町環境基本計画」を策定しました。平成 23（2011）年 3 月には「水と緑を守りともにつくる環境共生都市・みよし」を望ましい環境像として掲げ、「地球環境にやさしい 低炭素型都市づくり」、「多様な生き物とともに暮らす 自然共生型都市づくり」、「限りある資源の有効活用による 循環型都市づくり」、「みんなで環境を考え行動する 協働型都市づくり」の 4 つの基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定し、平成 29（2017）年 3 月には計画の中間見直しを実施し、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

しかし、今後の環境政策の在り方は、昨今の地球温暖化の影響により頻発する豪雨などの異常気象や、外来生物の繁殖にともなう生物多様性への影響、人口減少・高齢化の進展によるごみ出し・収集の問題など、対応への大きな変化が求められています。

国連では、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）」を掲げました。このなかでは、エネルギー問題や気候変動対策などとともに、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められ、同年 12 月には、「パリ協定」が採択され、世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。

わが国では、こうした国際的な動向を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」、平成 30（2018）年 5 月には「第 5 次環境基本計画」を閣議決定し、同年 6 月には「気候変動適応法」を公布、11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、環境政策は大きな転換期を迎えています。

愛知県では、平成 26（2014）年 5 月に策定された「第 4 次愛知県環境基本計画」で、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』とし、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の 3 つのあいちについて、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」に向けた 4 つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進しています。

本市では、平成 31 年（2019）3 月に策定した「第 2 次みよし市総合計画（2019－2038）」、令和元（2019）年 12 月 4 日に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、環境分野における新たな方向性や目標等を設定し、具体的な施策の展開が求められています。

このような複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会状況を踏まえ、環境分野における取り組みを市民・事業者・行政が一体となり、総合的かつ計画的に推進するため、本市の環境の現状を踏まえた新たな計画として「第 2 次みよし市環境基本計画」を策定します。

(1) 環境を取り巻く社会の動き

年	国際動向	国内動向
1987 (昭 62)	国連ブルントラント委員会 「Sustainable Development (持続可能な開発)」	
1992 (平 4)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの地球サミット) 気候変動枠組条約採択 生物多様性条約採択	
1993 (平 5) 1997 (平 9)	第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) 「京都議定書」採択	「環境基本法」制定
1998 (平 10)		「地球温暖化対策推進法」制定
2000 (平 12)	国連ミレニアムサミット MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals) 採択	「循環型社会形成推進基本法」 制定
2001 (平 13)		「三好町環境基本計画」策定
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智」	
2008 (平 20)		「生物多様性基本法」制定
2010 (平 22)	第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP10) 「生物多様性戦略計画 2011-2020」 採択 「愛知目標」採択	みよし市 市制施行
2011 (平 23)		「みよし市環境基本計画」策定 (第 1 次)
2015 (平 27)	国連サミット SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) 採択 第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) 「パリ協定」採択	地球温暖化対策推進本部で、 「日本の約束草案」決定 2030 年度に 2013 年度比 26.0% 削減 (2005 年度比 25.4%減)
2018 (平 30)	中国、東南アジア諸国が廃プラスチック 類、古紙輸入規制	国が第 5 次環境基本計画を 閣議決定 国が「地域循環共生圏」を提唱
2019 (令和)	G20 で海洋プラスチック汚染問題につ いて首脳宣言	12 月 4 日 市議会において市長に よる「ゼロカーボンシティ宣言」

図 1 気候変動と温室効果ガス削減に向けた社会の動き

(2) 計画策定にあたっての重要な考え方

①ゼロカーボン

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされています。

平成 27（2015）年に採択された「パリ協定」では「平均気温上昇の幅を 2 度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、平成 30（2018）年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには 2050 年までに CO2 の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

②持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）

平成 27（2015）年に「国連持続可能な開発サミット」が、150 を超える加盟国首脳の参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。



図2 SDGs の 17 のゴール

③環境基本計画における国の考え方

国の「第5次環境基本計画」では、SDGs は「複数の課題を統合的に解決することをめざすこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット※¹をめざすこと、という特徴を持っている」とし、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」としています。

さらに、「地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要である」としています。

※1 マルチベネフィットの事例：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した社会資本整備や土地利用等 【環境省：第5次環境基本計画（平成 30（2018）年 4 月）より】

④ノン・ステート・アクターによる自主的な取組（協働の取り組み）

平成 27（2015）年に採択された「パリ協定」の目標は世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。この目標の達成に向けては各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体をはじめとしたあらゆる主体、「ノン・ステート・アクター」による自主的な取り組みが極めて重要とされました。これは地方自治体や、民間企業、NPO 等の主体による取り組みを指し、市民・事業者・行政の協働で取り組む必要があります。

2 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画の目的

本計画は、みよし市環境基本条例第 12 条の規定に基づき、市民の快適かつ健康的で文化的な生活を営むことができる環境の保全および創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

(2) 環境基本計画の役割・位置づけ

本計画は、環境の保全および創造に関する施策の推進により、現在および将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保する役割を担います。

本計画は、国・県の環境基本計画及び第 2 次みよし市総合計画をはじめとする関連計画と整合を図り、本市の環境分野に関連する施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

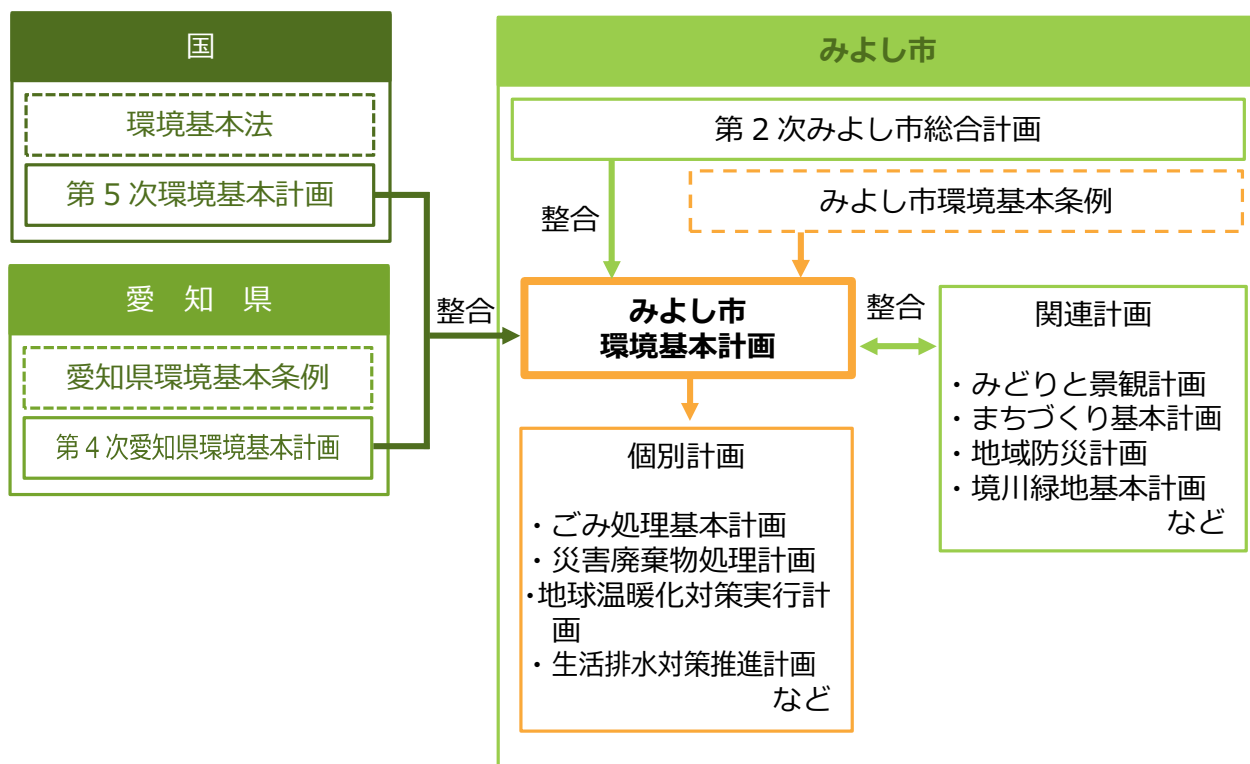


図3 計画の位置付け

(3) 計画期間

2050年までにCO2排出量実質「ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」や、SDGsが掲げる2030年の目標、「第2次みよし市総合計画」の設定した計画期間を踏まえ、「第2次環境基本計画」の計画期間を令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの**10年間**とします。なお、計画内容は社会情勢に応じて、適宜見直します。

●前期5年 令和3年度～令和7年度 / 後期5年 令和8年度～令和12年度

年度	元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
総合計画	基本構想（2019－2038 20年）											
	基本計画（10年）											
環境基本計画	前期（5年）											
	後期（5年）											

図4 計画期間

(4) 環境基本計画とSDGsとの関連

本計画では、SDGsの「17のゴール」の考え方を取り入れ、SDGsの視点を持ちながら統合的なアプローチを行う事で各課題を解決するとともに、SDGs「17のゴール」の達成に貢献します。



あらゆる形態の貧困と飢餓に終止符を打ち、尊厳と平等に確保する。

**人間
(People)**



自然と調和した経済、社会および技術の進展を確保する。

**豊かさ・繁栄
(Prosperity)**



現在と将来の世代のニーズを充足できるようにする。

**地球環境
(Planet)**



平和で公正かつ包摂的な社会を育てる。

**平和
(Peace)**



グローバル・パートナーシップを通じ、アジェンダを実施する。

**協働
(Partnership)**

図5 環境基本計画とSDGsとの関連

第 2 章

環境基本計画が目指すもの

1 目指すまちの姿

(1) 将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

第2次みよし市環境基本計画が目指すまちの姿は、みよし市の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の循環社会を形成しつつ、地域間の特性に応じた資源を支え合い共生することにより環境・経済・社会が総合的に循環し、地域の活力を最大限に発揮されることを目指す持続可能な地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものです。

循環・共生する持続可能なまちづくりにより、「第2次みよし市総合計画」の将来像「みんなで育む・笑顔輝く・ずっと住みたいまち」の実現を目指すという思いから、本計画の将来像を「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とします。

(2) 実現に向けての仕組み

本計画は、「脱炭素」・「自然共生」・「資源循環」と、それを支える基礎となる「安全・安心」の4つの分野で構成し、市民・事業者・行政の「協働による環境行動」により「循環・共生」しながら総合的なみよし市の環境・まちづくりの向上を推進し、将来像の実現を目指します。

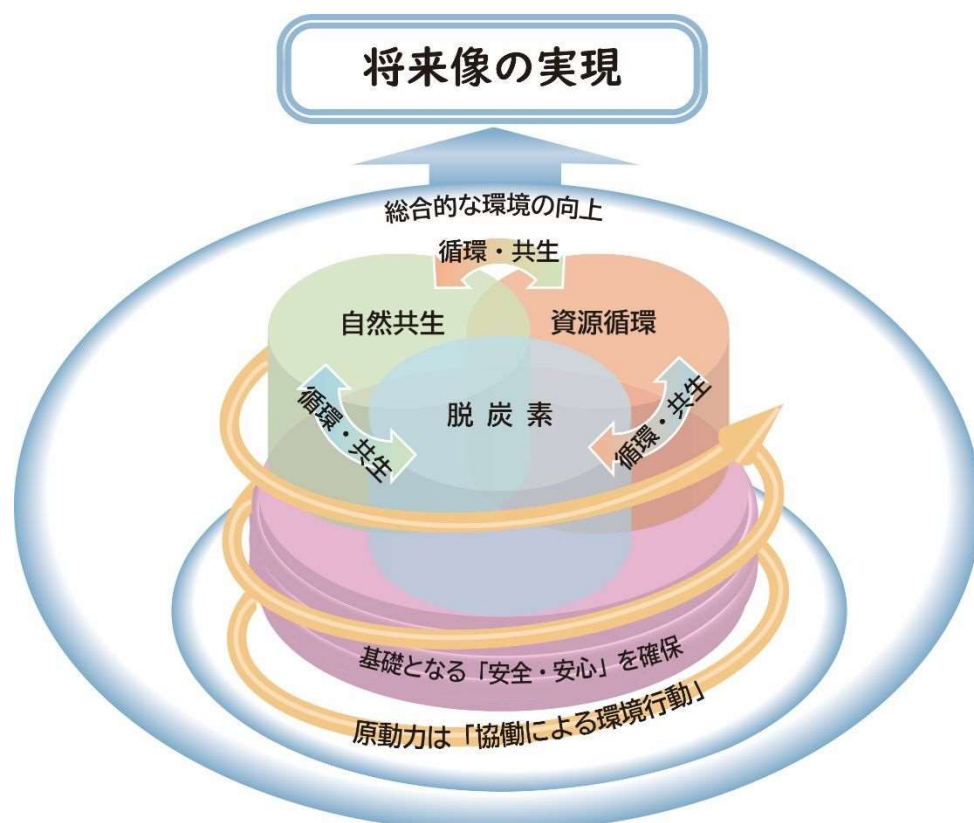


図6 実現に向けての仕組み

(3) 将来像が目指す姿

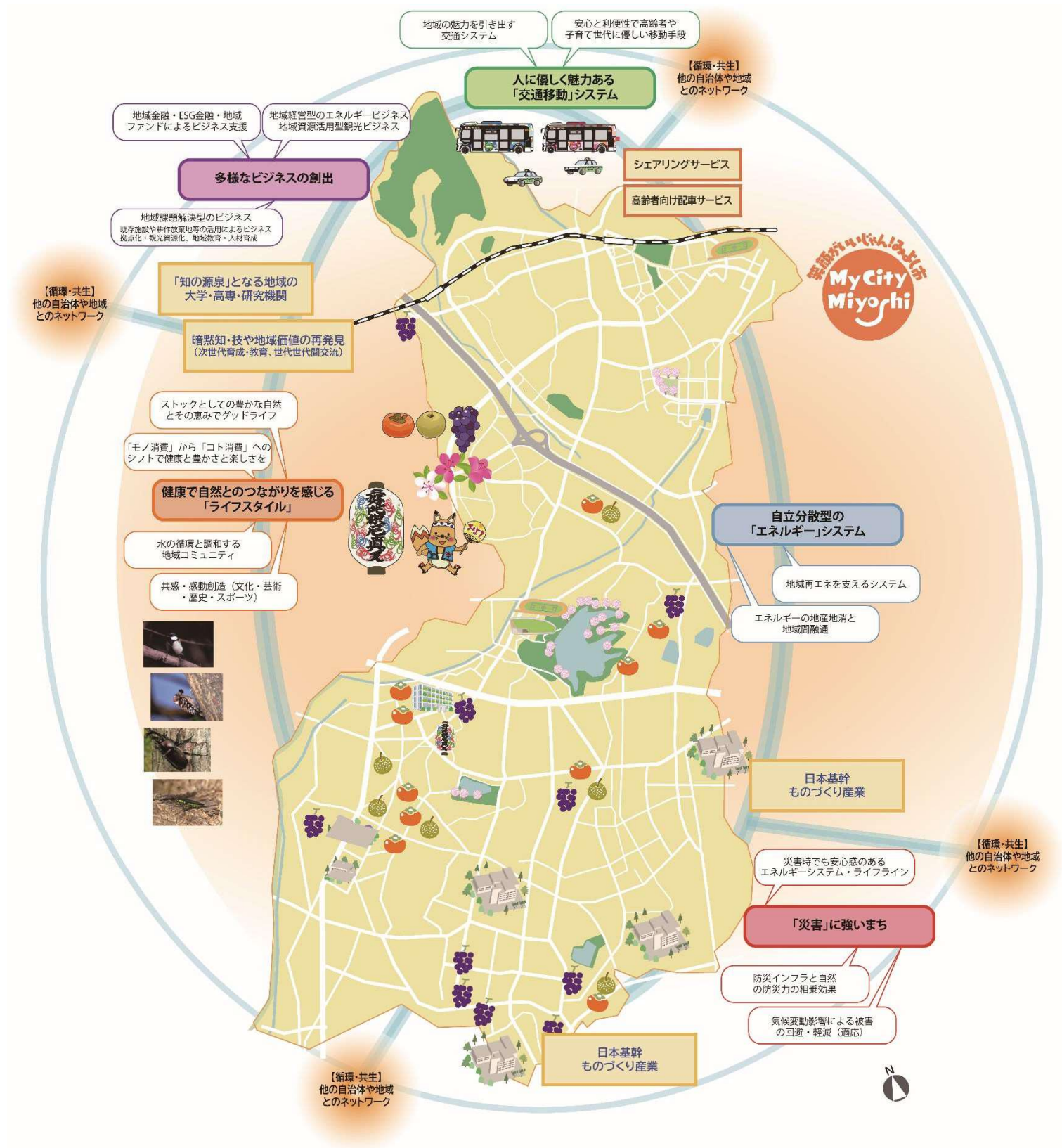


図 7 将来像が目指す姿

第3章

環境・まちづくり分野別の施策展開

1 現状と課題

(1) 脱炭素のまちづくり

1) 現状と課題

① みよし市全体の二酸化炭素排出量

【現状】

- 平成 29 年度の市域全体から排出される二酸化炭素排出量は前回計画策定時（平成 23 年）以降、減少傾向にあり、一人当たりの排出量もそれに伴い減少傾向にあります。平成 29 年度における総排出量に占める割合は、「産業部門」が約 73%と最も多く、産業部門の 99%以上は「製造業」からの排出となっています。（R1 環境省排出量カルテより）

【課題】

- 全体的には減少傾向であるが、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」からの排出はまだ多く、エネルギー利用方法の見直しや、省エネルギー機器への更新、創・畜エネルギー設備の導入の促進が必要です。

② 公共施設からの二酸化炭素排出量

【現状】

- みよし市の公共施設から排出される二酸化炭素は令和元年時点では、増加傾向にあり、公共施設 43 施設のうち、16 施設が全体の排出量の 65%を占めています。（R1 公共施設 CO2 排出量計算書より）

【課題】

- 市の所有する公共施設について、一部施設からの排出量が多いことや、小中学校への空調機器の導入による排出量が増加しています。高効率機器への更新や、施設の利用方法の見直しが必要です。

③ 交通の変化

【現状】

- みよし市内主要幹線道路である東名高速道路、国道 153 号、県道和合豊田線、県道豊田知立線の平成 27 年の交通量は平成 22 年に比べて減少傾向にあります。（H27 交通センサスより）
- 市内に位置する黒笹駅、三好ヶ丘駅の乗降者数、名鉄バスの平成 30 年の利用者数は増加傾向にありますが、三好ヶ丘ループバス、さんさんバスの利用者数は減少傾向にあります。（R1 みよし市地域公共交通計画、R1 みよしの統計より）

【課題】

- 脱炭素のまちづくりを目指すためにも、更に公共交通機関（電車、バス、タクシー）の利用の促進が必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

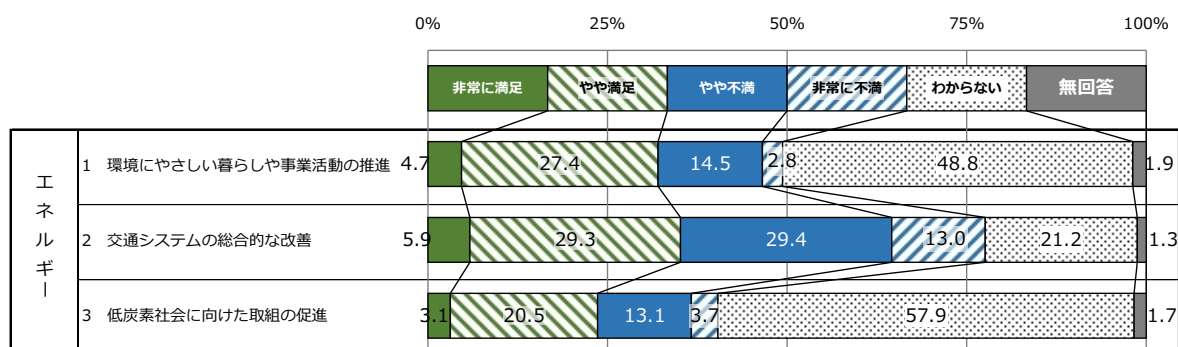


図8 市民の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が 35%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「低炭素社会に向けた取組の促進」は 50%以上が「わからない」と回答しています。

●属性別の傾向

- ・「低炭素社会に向けた取組の促進」の年代別では、「10代」で「わからない」と回答した割合が 55%程度と最も低い一方で、「30代」で「わからない」と回答した割合が 65%程度と他に比べて高くなっています。
- ・職業別では、「自営業」で「わからない」と回答した割合が 65%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「環境にやさしい暮らしやすさや事業活動の推進」について「わからない」とする市民が 50%程度いるため、低炭素・脱炭素に関することについて市民への啓発が必要です。
- ・「交通システムの総合的な改善」については満足・不満がほぼ同率となっていますが、居住地区により満足度の差が出ています。
- ・「低炭素社会に向けた取組の促進」は「わからない」とする回答が高いが、若年層（10代・20代）や学生の満足度が高い傾向にあります。
- ・全般として、「わからない」の回答が高いため、世界的な課題である地球温暖化対策への理解、本市が表明した「ゼロカーボンシティ宣言」などの周知が必要です。
- ・下記の環境に関する理解度の設問では、地球温暖化への「適応」という言葉の意味について 50%以上の市民が「知っている」と回答しており、「聞いたことがある」から「知っている」へ移行する工夫が必要です。

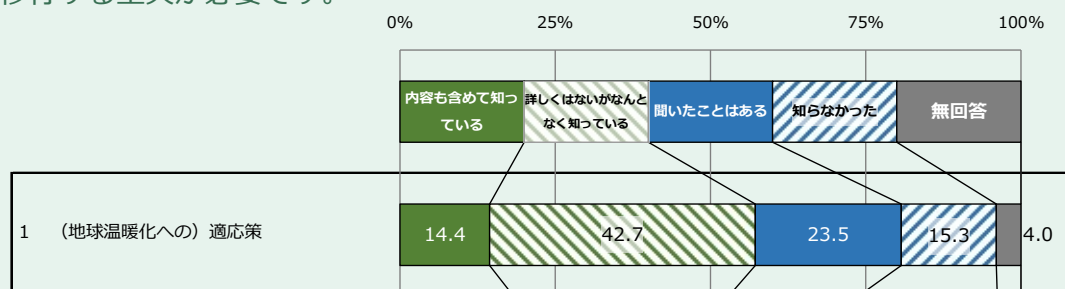


図9 市民の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

【環境に配慮している行動の状況】

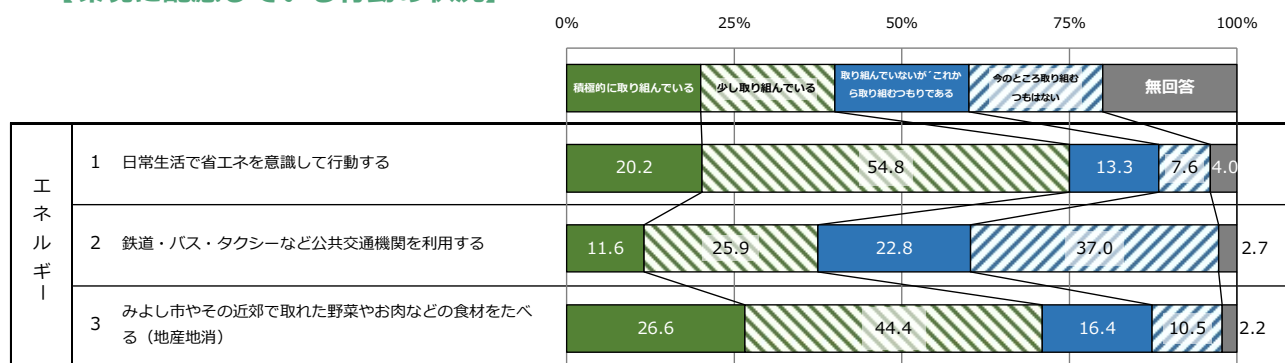


図10 市民の環境に配慮している行動の状況（エネルギー）

● 解 説

「脱炭素のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「日常生活で省エネを意識して行動する」では、75%程度が「取り組んでいる」と回答し、次いで「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材をたべる（地産地消）」となっています。しかし、「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」については、「取り組んでいる」と回答した割合が50%以下となっています。

● 属性別の傾向

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」の年代別では、「50代」で「取り組んでいる」と回答した割合が85%程度と最も高くなっています。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」の年代別では、「30代」、「40代」で「取り組んでいない」と回答した割合が75%程度で、他の年代と比べて高くなっています。
- ・「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消）」の年代別では、「50代」で「取り組んでいる」と回答した割合が80%程度と高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が55%程度と低くなっています。

●施策への視点

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」や「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消）」については高い年齢層では定着しているが、若年層への定着が課題です。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」では、「取り組んでいる」とする市民が50%以下になっており、公共交通機関の利用・促進が必要です。
- ・下記の省エネルギーへの配慮の状況に関する設問では、機器の使い方に関する工夫はされていますが、機器の更新については低い状態なため、機器更新の促進が必要です。

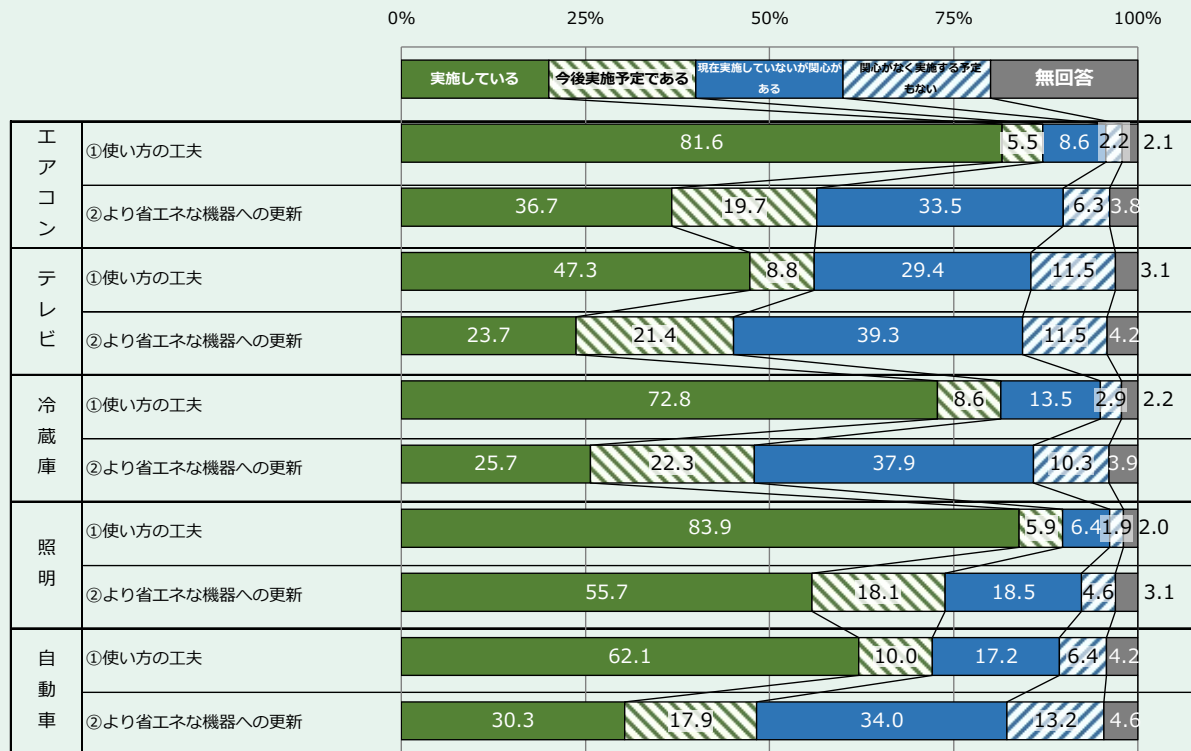


図 11 市民の省エネルギーへの配慮の状況

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

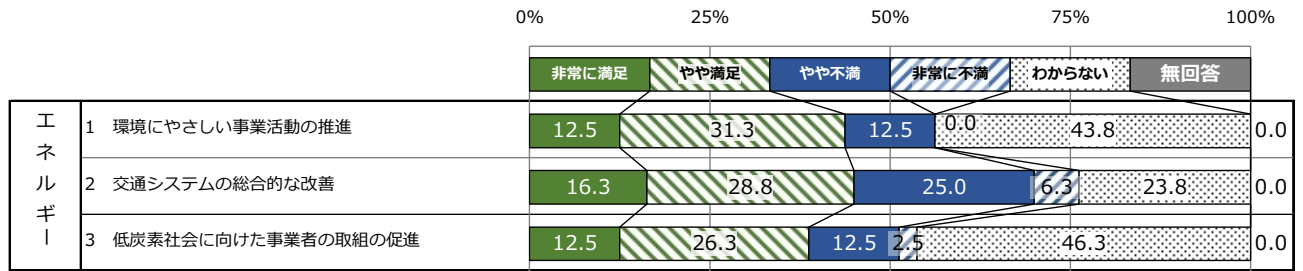


図 12 事業者の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が 45%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「低炭素社会に向けた取組の促進」は 50%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- 事業者の環境に関する理解度での「（地球温暖化への）適応策」は、「詳しくはないがなんとなく知っている」とする事業者が 50%程度となっており、「内容も含めて知っている」事業者の割合を増やすための周知が必要です。

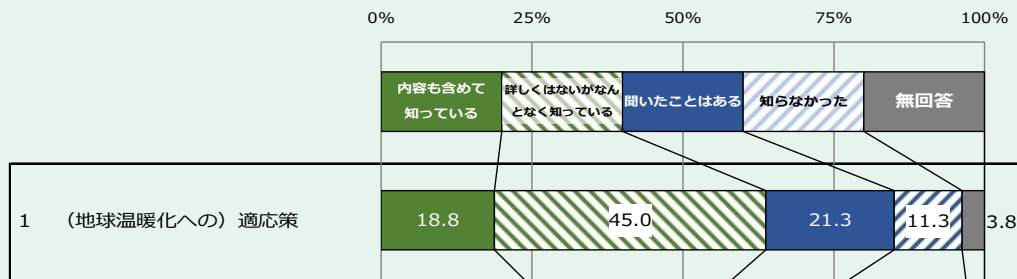


図 13 事業者の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

- 環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題についての設問（複数回答）では、80%以上の事業者が「環境に配慮した取組は手間、時間、労力がかかる」としており、次いで「環境に配慮した取組はコストがかかる」が 60%程度となっています。これらの解決のための行政支援、企業間連携などの検討が必要です。

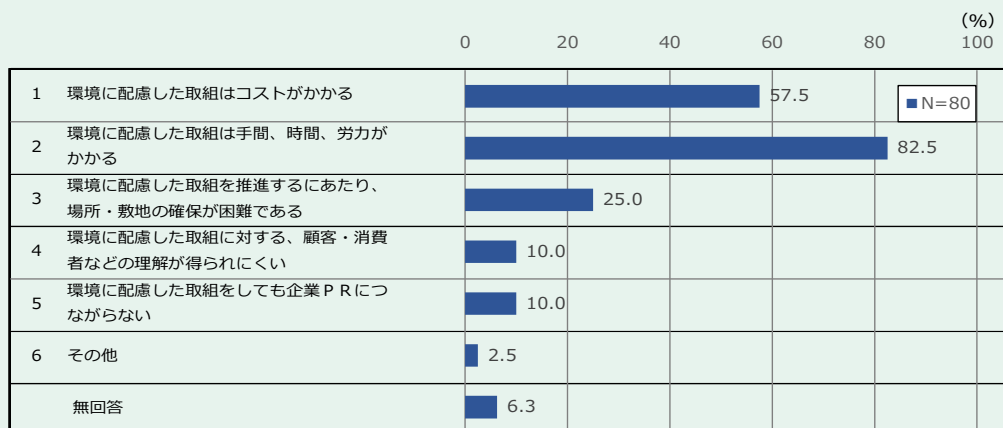


図 14 事業者の環境に配慮した取り組みにおける課題

・事業所内設備の省エネ対策に関する設問では、比較的成本の低い「照明」についての「運用改善」・「設備改修」は実施している割合が高く、次いで「空調・換気」、「自動車」に関する「運用改善」となっています。「現在実施していないが関心がある」と回答された項目について、普及・啓発とあわせて行政支援の検討が必要です。

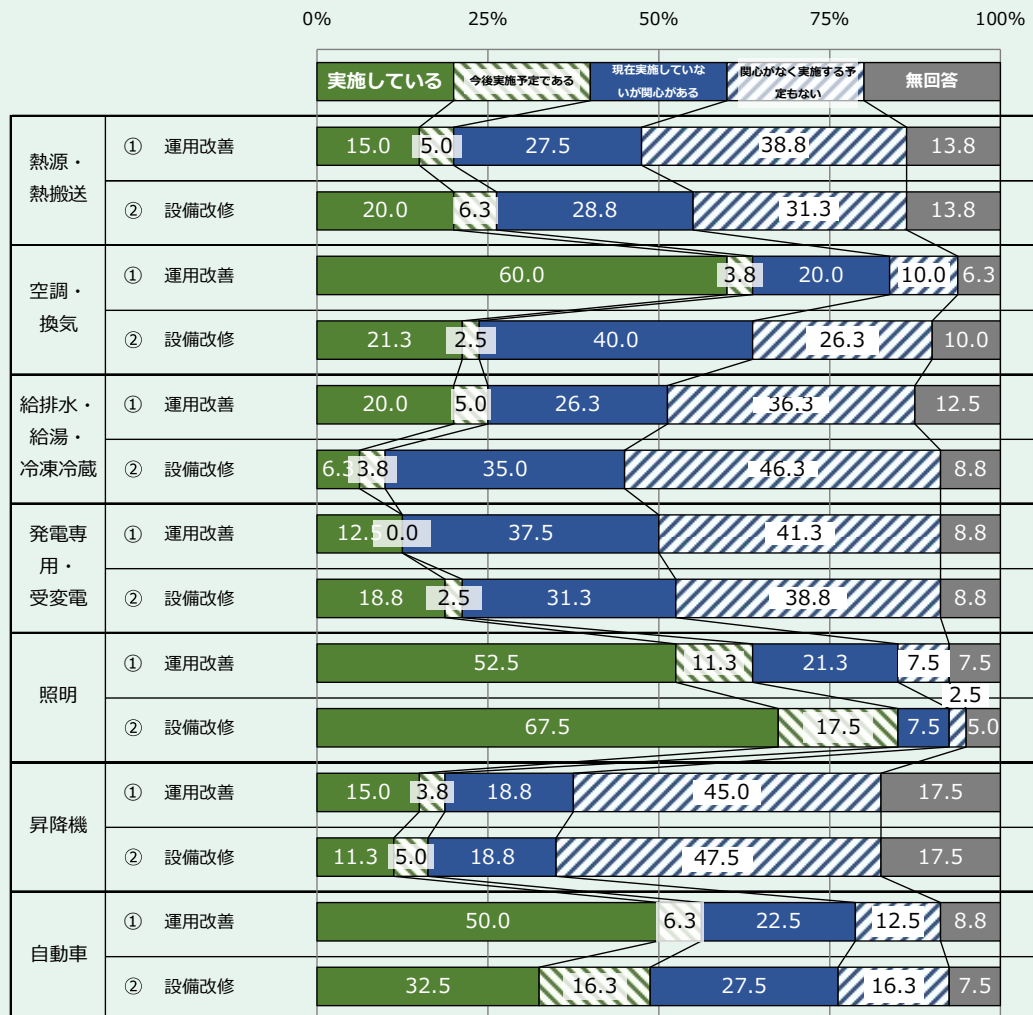


図 15 事業所内の省エネ対策の状況

【環境に配慮している行動の状況】

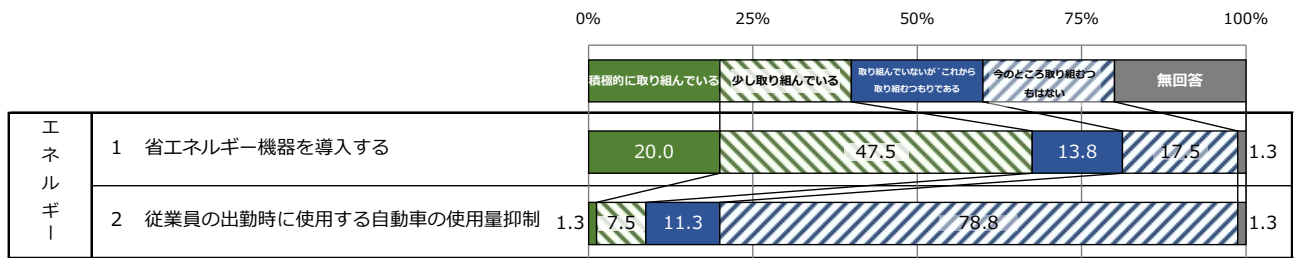


図16 事業所での環境配慮の取り組みの状況（エネルギー）

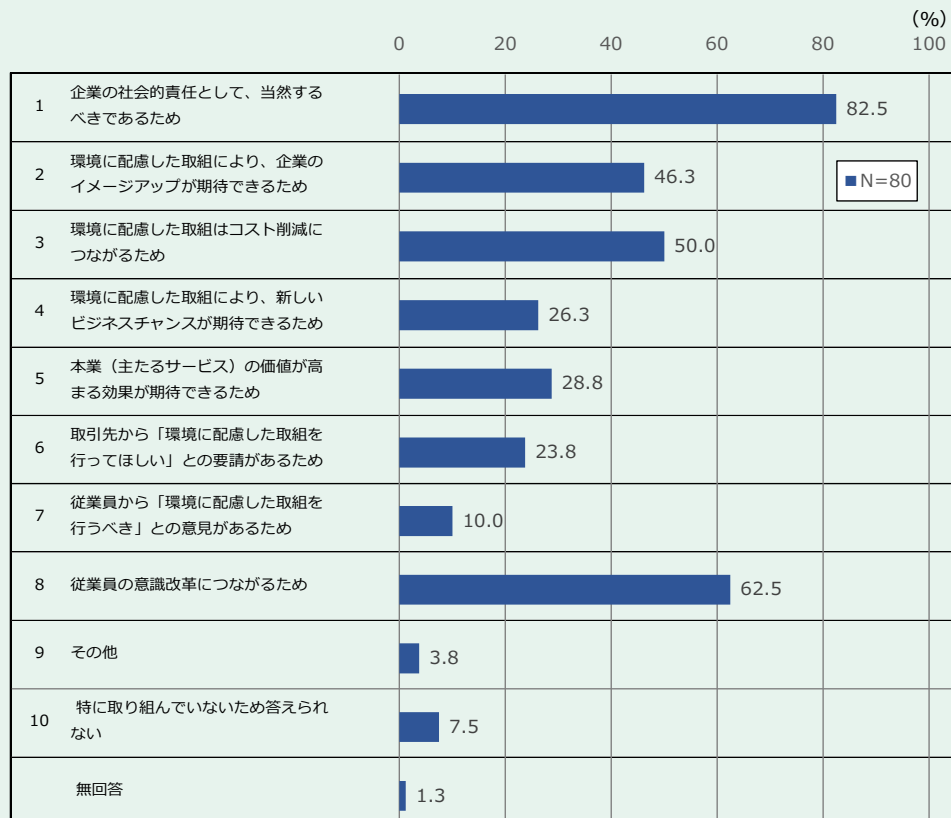
●解説

「脱炭素のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「省エネルギー機器を導入する」で70%程度が「取り組んでいる」と回答しており、「従業員の出勤時に使用する自動車の使用量抑制」では、90%程度が「取り組んでいない」と回答しています。

●施策への視点

- ・事業所での環境配慮の取り組みについて「取り組みを行う理由」の回答では、「企業の社会的責任として、当然するべきであるため」が80%以上となり、次いで「従業員の意識改革につながるため」となっています。また、「環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題（P16、図14参照）」における「環境に配慮した取組はコストがかかる」について60%程度の回答がありましたが、下記の「環境に配慮した取組はコスト削減につながるため」について50%程度の回答がありました。事業者における環境配慮に関するコストの認識が両極端となっている状況であるため、市内事業者への環境配慮への認識を広げ、深めることが必要です。

図17 事業所での環境配慮の取り組みを行う理由



- ・CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組みでは、「地球温暖化対策（環境保全事業への協力や、CO₂の削減の実施など）」が高く、次いで「自動車環境対策（環境負荷の少ない自動車の導入など）」となっています。CSRとして、地球温暖化対策に取り組みやすい環境を整える必要があります。

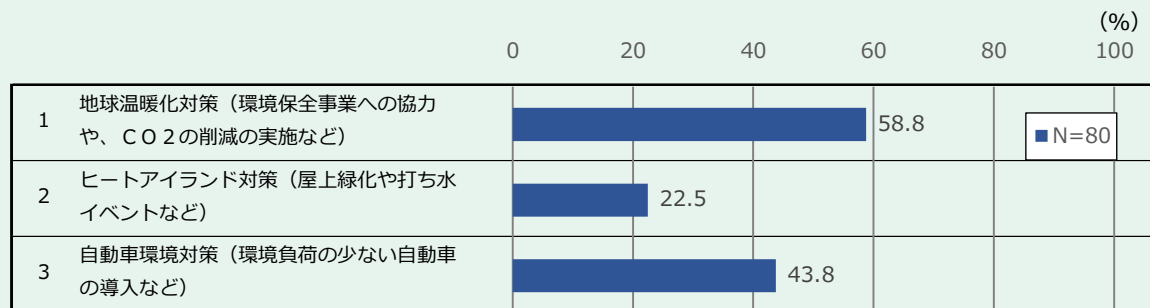


図 18 CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組み

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

市域からの市民一人あたりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO2/年・人)					
目標値 (R2 年度)	14.6	現状値 (H29 年度)	16.8	評価	× (+2.2t-CO2/年・人)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R2 年度)	現状値 (R1 年度)	評価
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台)	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	2,650	2,071	× (-579 台)
燃料電池システム普及への補助台数 (台)	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	166	155	× (-11 台)
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	178	230	○ (+52 台)
家庭用エネルギー管理システム (台)	家庭用エネルギー管理システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	125	122	× (-3 台)
電気自動車等充電設備普及への補助台数 (台)	電気自動車等充電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)	5	0	× (-5 台)
低公害車普及への補助台数(台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)	3,100	2,973	× (-127 台)
さんさんバスの運行本数(便)	さんさんバスの1路線あたりの運行本数	25	25	○ (±0 便)
さんさんバスの利用者数(千人)	さんさんバスの年間利用者数	290	281	× (-9 千人)
近隣市町のコミュニティバスとの連携数(路線)	近隣市町のコミュニティバスとさんさんバスの連携路線数	2	2	○ (±0 路線)
通勤時における自動車利用の分担率(%)	通勤時に自動車を利用している人数/通勤している人数	78.0	79.6	× (+1.6%)

(2) 自然共生のまちづくり

1) 現状と課題

①土地利用

【現 状】

- 土地利用は、令和元年度には宅地と農地がそれぞれ約 30%を占めていますが、農地・山林等の自然系の土地利用は減少傾向にあり、宅地利用は増加傾向にあります。(R1 みよしの統計より)
- 農地では、平成 27 年時点では耕作放棄地が約 8%となっています。(H27 農林業センサスより)

【課 題】

- 農地・山林等の自然系の土地利用を保全するとともに、耕作放棄地を市民農園等に有効活用させていくことが必要です。

②公園・緑地面積

【現 状】

- 公園・緑地面積は、令和元年度時点では、91.18ha となっており、拡大傾向にあります。1 人あたりの面積も令和元年度時点では、14.8 m²となっており、こちらも拡大傾向にあります。(R1 行政評価報告書より)

【課 題】

- 人口が増加しているため、さらなる公園・緑地面積の拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

③公害苦情件数

【現 状】

- 公害苦情件数は前計画策定（平成 23 年度）時点では、年間 22 件であったのに対し、平成 30 年度には年間 15 件と減少しています。(R1 みよしの環境より)

【課 題】

- 水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

④大気・水質・環境騒音

【現 状】

- 大気について、降下ばいじん量の市内平均は平成 26 年以降、愛知県平均と同等か、それよりも高くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では5箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5つの調査項目のうち、光化学オキシダントについて、平成 30 年度は環境基準に不適合でした。（R1 みよしの環境より）
- 水質について、境川（打上下流）、砂後川（平池地内）において平成 30 年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R1 みよしの環境より）
- 環境騒音について、市内のすべての測定地点において、平成 30 年度は環境基準に適合しています。（R1 みよしの環境より）

【課 題】

- 定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みの啓発が必要です。

⑤生物多様性

【現 状】

- 市内にはカワセミやニホントビ等、多くの指標種が確認されています。
- 地域固有の東海丘陵要素植物群の生育する湿地が残っています。（基礎調査報告書より）

【課 題】

- 生態系の保全のため、樹林ネットワーク、ため池等の水辺ネットワーク、森・草地・農地ネットワーク等の形成が必要です。
- 在来種や地域固有の東海丘陵要素植物群の生育できる湿地環境が限られているため、保全することが必要です。

2) 市民・事業者意識

① 市民アンケート

【環境政策への満足度】

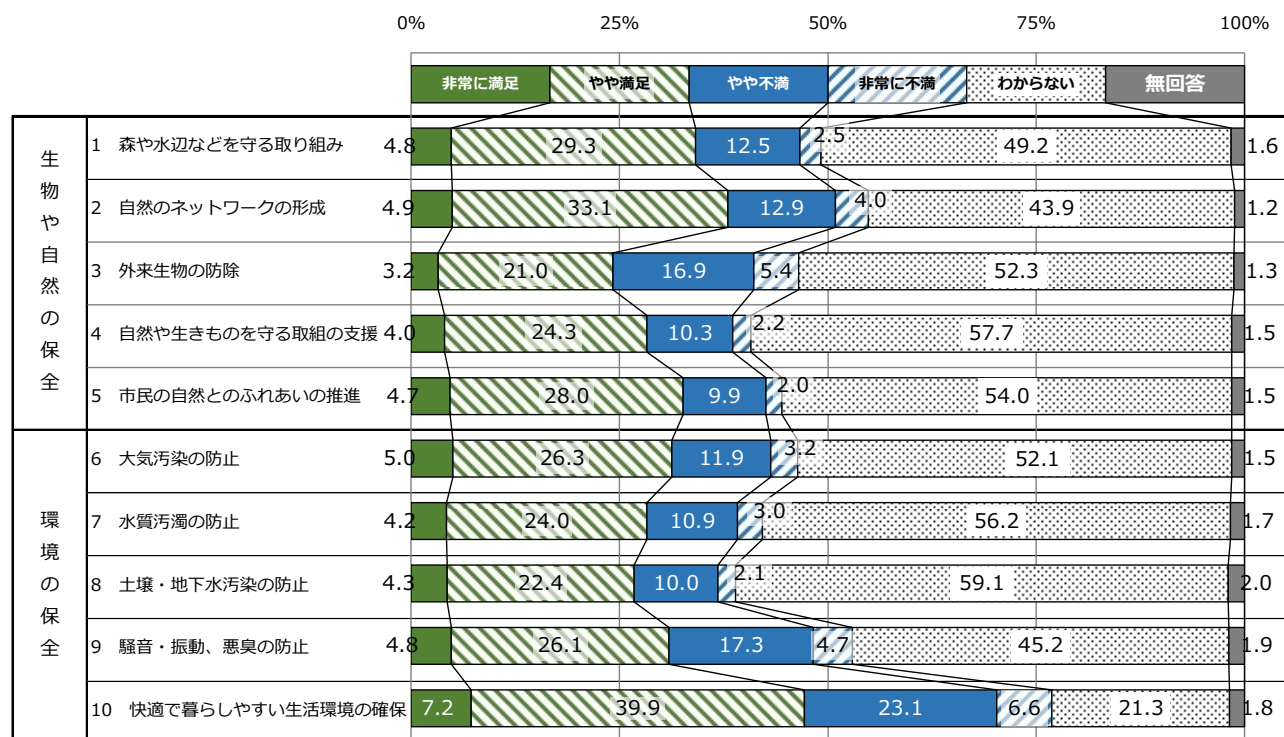


図 19 市民の環境政策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

● 解説

「自然共生のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は 50%程度と高く、次いで「自然のネットワークの形成」となっています。回答者の 50%程度が「わからない」と回答している項目が多くなっています。

● 属性別の傾向

- ・「森や水辺などを守る取り組み」では、年代別では、「10 代」で「わからない」と回答した割合が 40%程度と最も低くなっている一方で、「20 代」で「わからない」と回答した割合が 55%程度と最も高くなっています。
- ・「自然のネットワークの形成」では、職業別では、「自営業」で「不満」と回答した割合が最も高くなっています。
- ・「外来生物の防除」では、年代別では、「10 代」、「70 代」で「わからない」と回答した割合が 45%程度と最も低くなっている一方で、「20 代」で「わからない」と回答した割合が 65%程度と最も高くなっています。
- ・「自然や生き物を守る取り組みの支援」では、年代別では、「50 代」や「80 代以上」で「不満」と回答した割合は 15%程度と他に比べて高くなっている一方で、「20 代」は 5%程度と他に比べて低くなっています。
- ・「市民の自然とのふれあいの推進」では、35%程度が「満足」と回答しており、どの年代でも同様の割合となっています。
- ・「大気汚染の防止」では、年代別では、「30 代」、「40 代」で「わからない」と回答した割合が 60%程度と最も高くなっています。

- ・「水質汚濁の防止」では、年代別では、「40代」で「わからない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下汚染の防止」では、「30代」、「40代」で「わからない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」では、「40代」、「50代」で「わからない」と回答した割合が50%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」では、年代別では、「10代」で「満足」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。

● 施策への視点

- ・全般に「わからない」と回答している市民が50%程度あり、身近に自然を感じることができ環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」の「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・下記の環境への満足度について「全体としての周辺環境への満足度」は75%程度と高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」については、比較的満足度が低いため、環境改善の必要があります。

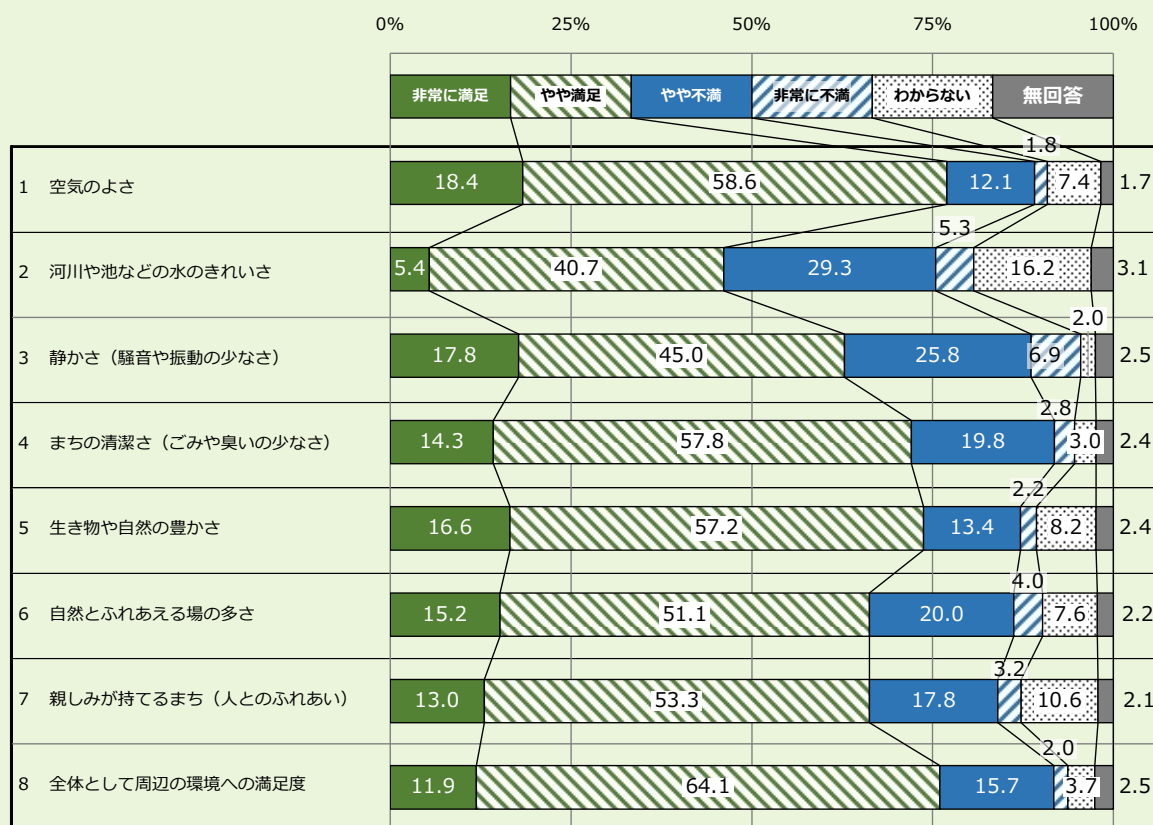


図 20 市民の環境への満足度

【環境に配慮している行動の状況】

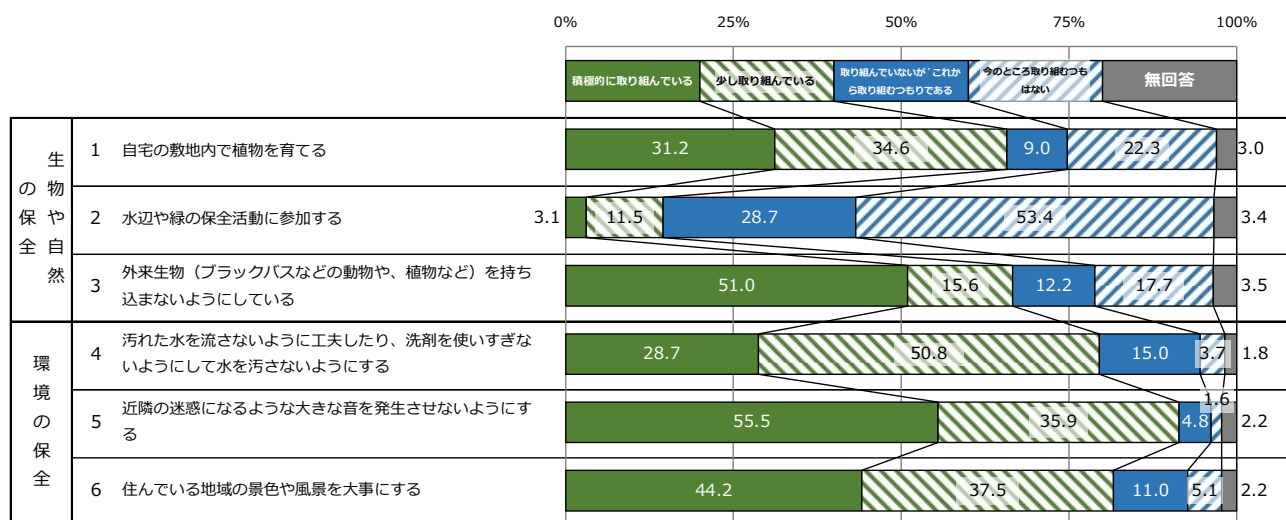


図 21 市民の環境に配慮している行動の状況（生物や自然の保全・環境の保全）

●解説

「自然共生のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」は 90%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となっています。「水辺や緑の保全活動に参加する」が 15%程度と低い割合となっています。

●属性別の傾向

- ・「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、年代別では、「20 代」で「取り組んでいる」と回答した割合が 80%程度と最も高い一方で、「80 代以上」で「取り組んでいる」と回答した割合が 55%程度と最も低くなっています。
- ・「自宅の敷地内で植物を育てる」では、年代別では、「60 代」で「取り組んでいる」と回答した割合が 75%程度と最も高い一方で、「20 代」で「取り組んでいる」と回答した割合が 55%程度と最も低くなっています。
- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」では、「取り組んでいる」と回答した割合が 15%程度と低いが、どの年代も「これから取り組みたい」と回答した割合が 30%程度と高くなっています。
- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が 70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が 85%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が 85%以上と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」や「外来生物（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、若年層の取組割合が高く、「自宅の敷地内で植物を育てる」では「60代」の取組割合が高く、年代別の活動範囲の違いが影響しているものと思われ、世代に関わらない環境活動の取り組みを行い、その活動の輪を広げる必要があります。
- ・「環境の保全」の「少し取り組んでいる」及び「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。
- ・下記の市民の環境に関する理解度での「生物多様性」は、「知っている」が50%程度となっており、「聞いたことがある」と回答した市民が理解するための情報提供と「これから取り組みたい」と回答した市民へのきっかけづくりが必要です。

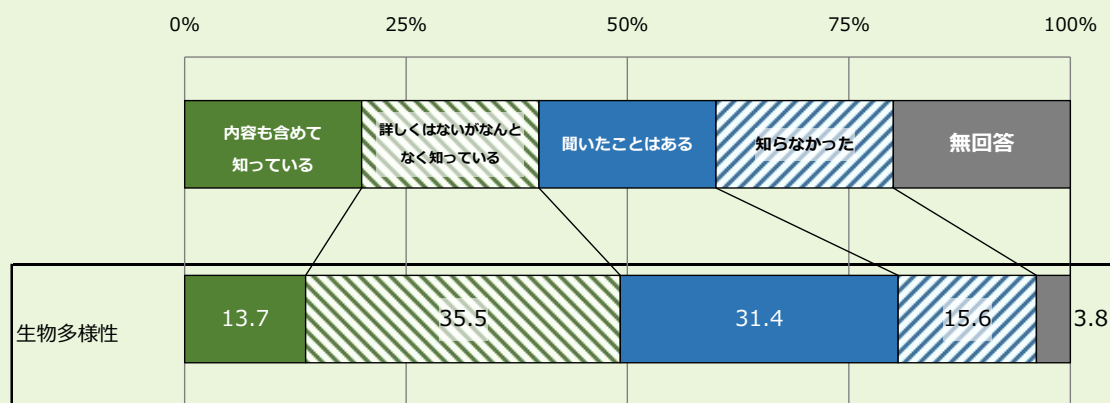


図 22 市民の生物多様性に関する理解度

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

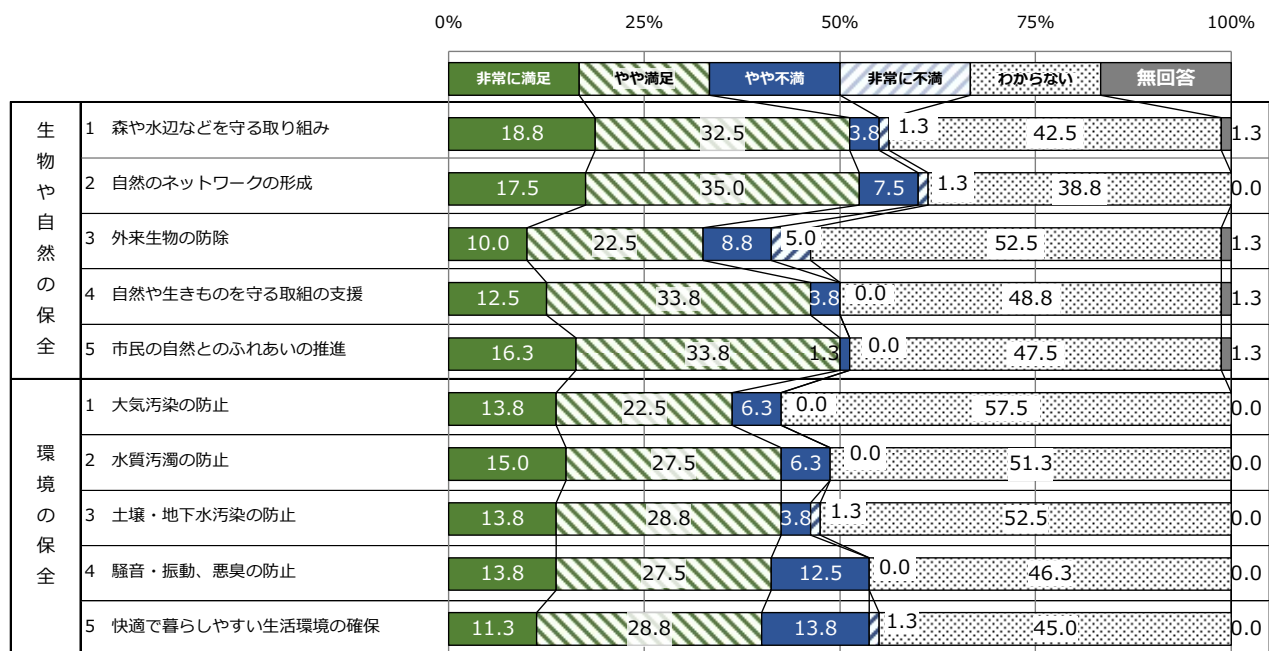


図 23 事業者の環境施策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

●解説

「自然共生のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「自然のネットワークの形成」が50%以上と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」、「市民の自然とのふれあいの推進」となっています。

●施策への視点

- ・「生物や自然の保全」は、全般に「わからない」と回答している事業者が50%程度あり、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」においても、全般に「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります

【環境に配慮している行動の状況】

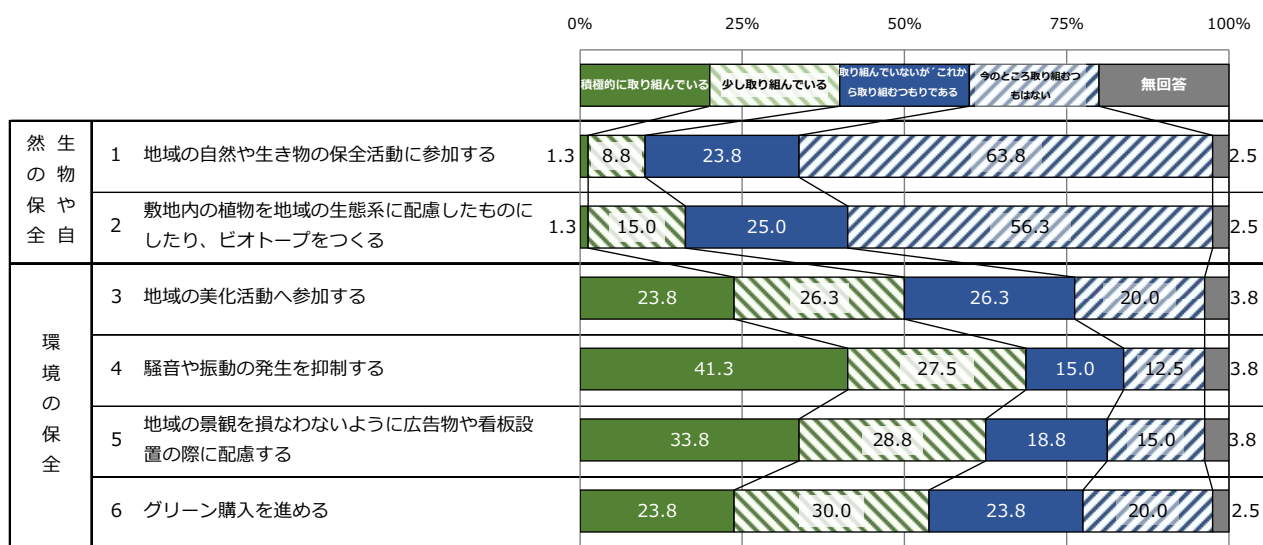


図 24 事業所での環境配慮の取り組みの状況（生物や自然の保全・環境の保全）

● 解 説

「自然共生のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「生物や自然の保全」では、「今のところ取り組むつもりはない」が最も高い割合となっていますが、次いで「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」の割合が高くなっています。

「環境の保全」の取り組みでは、「積極的に取り組んでいる」、「少し取り組んでいる」をあわせた割合が 50%以上の高い割合となっています。「環境の保全」の個別の取り組みでは、「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」が 70%と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」の割合が高くなっています。

● 施策への視点

- ・ 下記の事業者の環境に関する理解度の「生物多様性」は、「知っている」が 60%程度となっており、そのうち「詳しくはないがなんとなく知っている」が 40%程度となっています。「聞いたことがある」と回答した事業者が理解するための情報提供と「水辺や緑の保全活動に参加する」や、「敷地内の植物を地域の生態系に配慮したものにしたり、ビオトープをつくる」に「これから取り組みたい」と回答した事業者へのきっかけづくりが必要です。

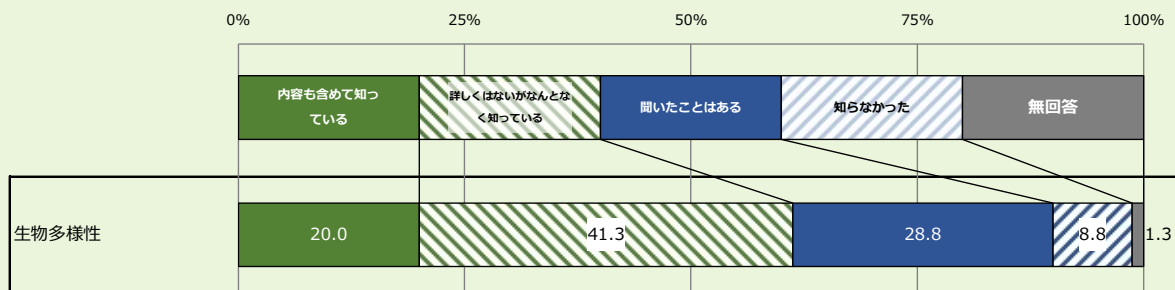


図 25 事業者の生物多様性に関する理解度（生物多様性）

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

緑被率(%)					
目標値 (R2 年度)	35.9	現状値 (R1 年度)	36.0	評価	○ (+0.1%)
環境基準達成状況__大気(%)					
目標値 (R2 年度)	100	現状値 (R1 年度)	100.0	評価	○ (±0%)
環境基準達成状況__河川(%)					
目標値 (R2 年度)	83.0	現状値 (R1 年度)	86.6	評価	○ (+3.6%)
環境基準達成状況__ため池(%)					
目標値 (R2 年度)	55.0	現状値 (R1 年度)	88.7	評価	○ (+33.7%)
公共施設のバリアフリー率(%)					
目標値 (R2 年度)	72.0	現状値 (R1 年度)	74.2	評価	○ (+2.2%)

②取組の指標

指標名		指標の定義	目標値 (R2年度)	現状値 (R1年度)	評価
緑化指定 面積	面積(m ²)	市内に残る鎮守の森、里山 の保全面積	50,000	49,000	× (-1,000 m ²)
	箇所数(箇所)		17	17	○ (±0 箇所)
里山で活動する組織(組織)		鎮守の森、里山を活用・保 全する組織数	14	15	○ (+1 組織)
多自然型河川の整備率(%)		多自然型河川改修済延長 ／計画延長	59	58	× (- 1 %)
貸し農園の 区画	25 m ² /区画 (区 画)	区画面積 25 m ² の貸し農園 の総区画数	500	440	× (-60 区画)
	200 m ² /区画 (区 画)	区画面積 200 m ² の新たな 貸し農園の整備区画数	20	0	× (-20 区画)
市民一人あたりの都市公 園面積(m ²)		都市公園面積／人口	15.0	14.9	× (-0.1 m ²)
公園・緑地で活動する組織 (組織)		街区公園を主とした地域 団体数	34	38	○ (+4 組織)
施設緑化(m ²)		公共施設などの緑化面積	17,300	20,337	○ (+3,037 m ²)
道路緑化(m ²)		道路植栽帯などへの緑化 面積	2,209	2,799	○ (+590 m ²)
公害防止協定締結事業所 (事業所)		公害防止協定の締結事業 所数	72	62	× (-10 事業所)
バリアフリー改修申請件 数(件)		バリアフリー改修の申請 件数	1,650	1,846	○ (+ 196 件)
歩道等設置道路整備率(%)		歩道付き道路の整備率(整 備済延長／計画延長)	91	90	× (- 1 %)
自転車・歩行者占用道路整 備率(%)		自転車・歩行者専用道路の 整備率(整備済延長／計画 延長)	88	83	× (- 5 %)

(3) 循環型のまちづくり

1) 現状と課題

①みよし市のごみ排出

【現 状】

- 人口及び世帯数は増加傾向にありますが、ごみ排出量の増減は横ばいとなっています。排出量の約 7 割が可燃ごみで、その内訳として約 7 割が家庭系、約 3 割が事業系の可燃ごみとなっています。(H30 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- ごみ排出量は年間 2 万トン程度で横ばいとなっていますが、一人一日あたりのごみ排出量は、全国および愛知県を上回り、ごみ排出量の削減に取り組む必要があります。

②資源ごみの排出

【現 状】

- 資源ごみ排出量は減少傾向にあり、現在は年間 3 千トン程度です。(H30 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- 再利用資源回収量は減少傾向にあり、リサイクルステーションでの回収量が減少していることから、資源の有効活用を推進するための意識の向上が必要です。

③下水道整備率

【現 状】

- 人口および世帯数の増加により処理人口も増加しています。
- 市内の下水道普及率は高い水準にあり、平成 30 年には 98.1%の普及率となっています。(R1 みよしの統計より)

【課 題】

- すでに高い水準で整備されており、さらなる下水道普及は困難です。

④水道の利用量

【現 状】

- 市内の水道利用状況は平成28年をピークに徐々に減少傾向にありますが、一般家庭の水道利用状況は平成28年度以降も増加傾向であり、平成30年の利用状況は一般家庭が約78%を占めています。(R1 みよしの統計より)

【課 題】

- 一般家庭の水道利用について、節水の意識啓発に取り組む必要があります。

⑤再利用資源の回収状況

【現 状】

- 再利用資源回収量は年々減少しています。令和2年7月より新たに三好公園第4駐車場北にリサイクルステーションを開設し、市内3箇所で23品目について資源回収を行っています。

【課 題】

- 循環型のまちづくりを進めるため、さらなる資源回収を促進することが必要です。

2) 市民・事業者意識

① 市民アンケート

【環境政策への満足度】

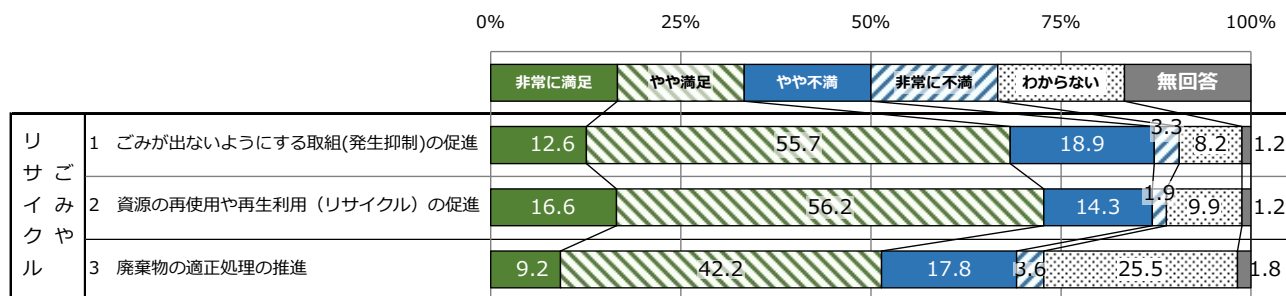


図 26 市民の環境施策への満足度（ごみやリサイクル）

● 解 説

「循環型のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「資源の再使用や再生利用（リサイクル）の促進」が70%程度と高く、次いで「ごみが出ないようにする取組(発生抑制)の促進」となり、すべての項目で50%以上となっています。

● 属性別の傾向

- ・各年代、職業別でも、全体的に満足度が高くなっています。

● 施策への視点

- ・全体的に満足度が高い分野ではありますが、下記の「市民が考えるより進めるべき施策」についても関心が高く、今後も継続して施策を推進する必要があります。

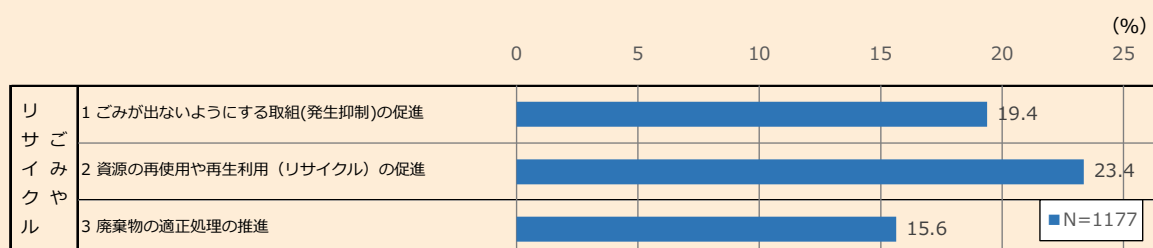


図 27 市民が考えるより進めるべき環境施策（ごみやリサイクル）

【環境に配慮している行動の状況】

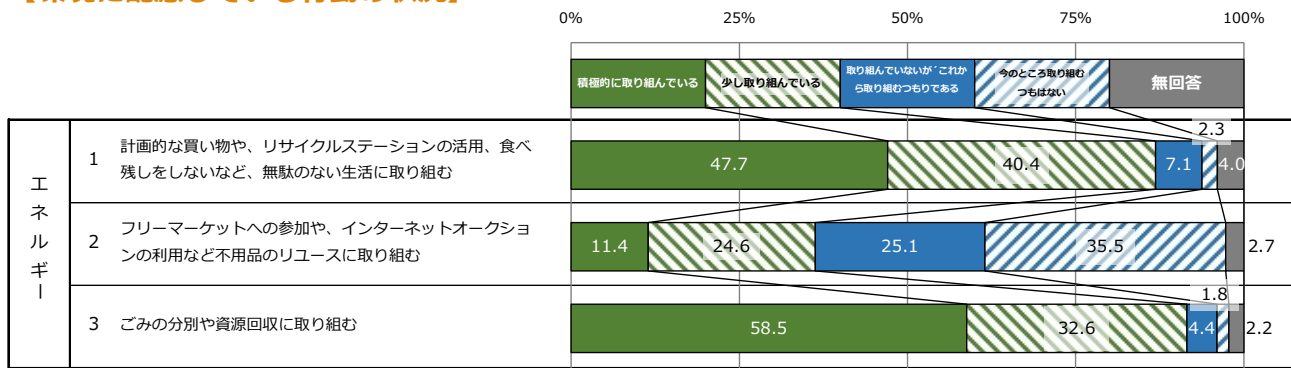


図28 市民の環境に配慮している行動の状況（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別や資源回収に取り組む」、「計画的な買い物や、リサイクルステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」が90%程度と高く、「フリーマーケットへの参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユースに取り組む」は35%程度にとどまっています。

●属性別の傾向

- ・「計画的な買い物や、リサイクルステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」では、どの年代も高くなっています。
- ・「フリーマーケットへの参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユースに取り組む」では、若い年代ほど取り組んでいる割合が高くなっています。
- ・「ごみの分別や資源回収に取り組む」では、どの年代も高くなっています。

●施策への視点

- ・全体的に取り組んでいる割合が高い分野ではありますが、今後も、より取り組みやすくなる施策を推進する必要があります。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

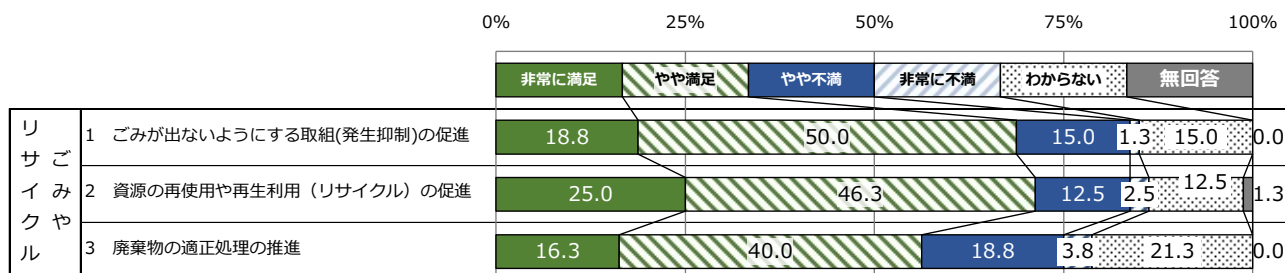


図 29 事業者の環境施策への満足度（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「資源の再使用や再生利用（リサイクル）の促進」が70%程度と高く、次いで「ごみが出ないようにする取組(発生抑制)の促進」となっています。

「廃棄物の適正処理の推進」では、55%程度が「満足」と回答しているが、うち20%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- ・全体的に満足度が高い分野ではありますが、今後も継続して施策を推進する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

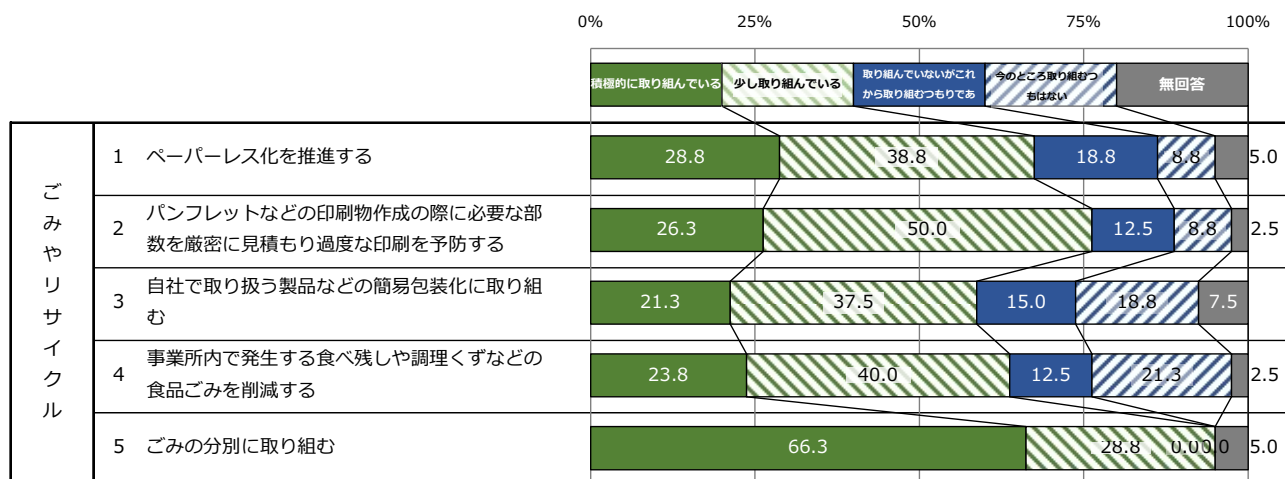


図 30 事業所での環境配慮の取り組みの状況（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別に取り組む」が95%程度と高く、次いで「パンフレットなどの印刷物作成の際に必要な部数を厳密に見積もり過度な印刷を予防する」となっており、全ての項目で50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」及び「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)					
目標値 (R2 年度)	900.0	現状値 (H30 年度)	899.0	評価	○ (-1.0g/人・日)
下水道の処理人口率 (%)					
目標値 (R2 年度)	99.0	現状値 (R1 年度)	98.1	評価	× (-0.9%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R2 年度)	現状値 (R1 年度)	評価
一人一日あたりの再利用資源回収量 (g)	市民一人一日あたりのごみの排出量(年間ごみ排出量／人口・365 日)	180	173 (H30 年度)	× (-7g)
再利用資源回収率(%)	総排出量と再利用資源回収量の割合(再利用資源回収率／ごみ排出量)	22	19.3 (H30 年度)	× (-2.7%)
リサイクルステーションの設置数(箇所)	市内で整備されたリサイクルステーション数	3	2	× (-1 箇所)
産地施設などの店舗数(店舗)	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数	8	34	○ (+26 店舗)
学校給食センターでの利用率 (%)	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率 (愛知県産品目数の割合)	46.0	33.4	× (-12.6%)

(4) 安全・安心のまちづくり

1) 現状と課題

①公害苦情件数（再掲）

【現 状】
●公害苦情件数は前計画策定（平成 23 年度）時点では、年間 22 件であったのに対し、平成 30 年度には年間 15 件と減少しています。（R1 みよしの環境より）
【課 題】
●水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

②大気・水質・環境騒音（再掲）

【現 状】
●大気について、降下ばいじん量の市内平均は平成 26 年以降、愛知県平均と同等か、それよりも高くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では 5 箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5 つの調査項目のうち、光化学オキシダントについて、平成 30 年度は環境基準に不適合でした。（R1 みよしの環境より）
●水質について、境川（打上下流）、砂後川（平池地内）において平成 30 年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R1 みよしの環境より）
●環境騒音について、市内のすべての測定地点において、平成 30 年度には環境基準に適合しています。（R1 みよしの環境より）
【課 題】
●定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みが必要です。

③生活基盤の整備状況

【現 状】

- 市全域の3,219haが都市計画区域として定められ、市街化区域1,087ha(33.8%)と市街化調整区域2,132ha(66.2%)に区分されています。(R1行政評価報告書より)
- 市街化区域では、住居系637ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域を指定しています。(R1行政評価報告書より)
- 市内の準用河川(茶屋川、砂後川)において、大雨による河川災害を未然に防ぐため、未改修区間の改修工事を実施しています。(R1行政評価報告書より)

【課 題】

- 河床の土砂やヘドロの除去、河道内の樹木の伐採など、今後も計画的に未改修区間の改修工事が必要です。

④災害への強さ

【現 状】

- 防災では、以前から地域住民による自主防災組織が、安否確認、避難訓練等を組織的に実施してきたが、現在は、いくつかの自主防災会が集まりコミュニティ単位での訓練を実施しており、参加者は増加傾向にあります。(R1行政評価報告書より)
- 防火については、定期的に消防団等による防火啓発に取り組んでおり、火災発生件数はその年により流動的ではあるが減少傾向にあります。(R1行政評価報告書より)

【課 題】

- 自助・共助の意識をより高めていくことが必要です。
- 消防団員数が減少傾向にあり、加入を促進する方策が必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

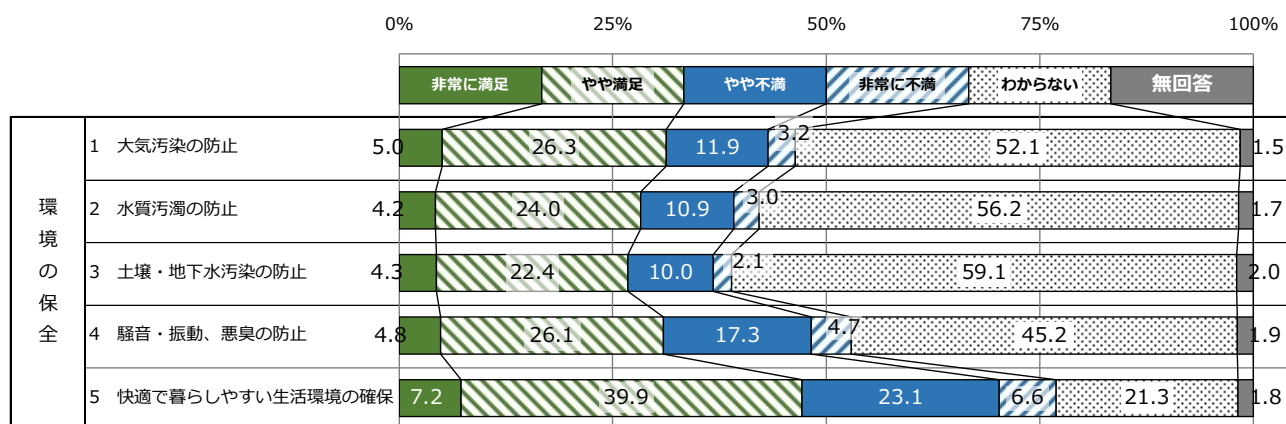


図 31 市民の環境施策への満足度（環境の保全）

●解説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、統括的な項目の「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は比較的高く、「大気汚染の防止」など項目ごとでは、満足度が低く、「わからない」が高くなっています。

●属性別の傾向

- ・「大気汚染の防止」では、年代別では、「30代」、「40代」で「わからない」と回答した割合が60%程度と最も高くなっています。
- ・「水質汚濁の防止」では、年代別では、「40代」で「わからない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下水汚染の防止」では、「30代」、「40代」で「わからない」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」では、「40代」、「50代」で「わからない」と回答した割合が50%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」では、年代別では、「10代」で「満足」と回答した割合が65%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

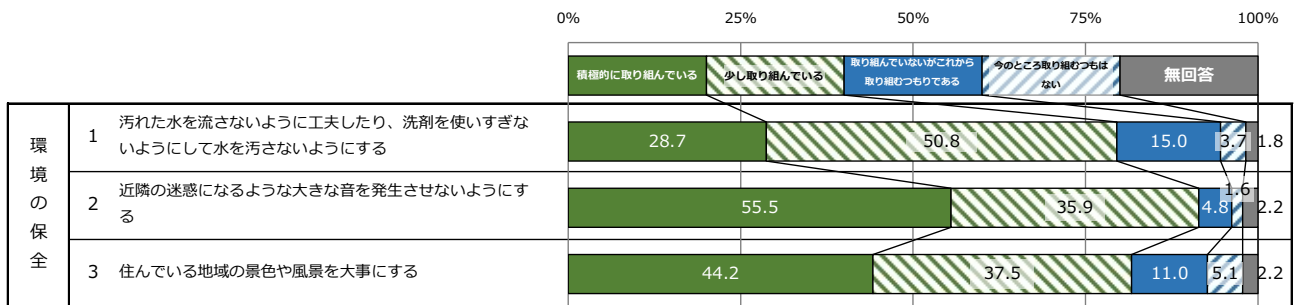


図 32 市民の環境に配慮している行動の状況（環境の保全）

● 解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」が90%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となり、すべての項目で80%以上となっています。

● 属性別の傾向

- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が85%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、どの年代、どの職種でも「取り組んでいる」が85%以上と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」及び「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

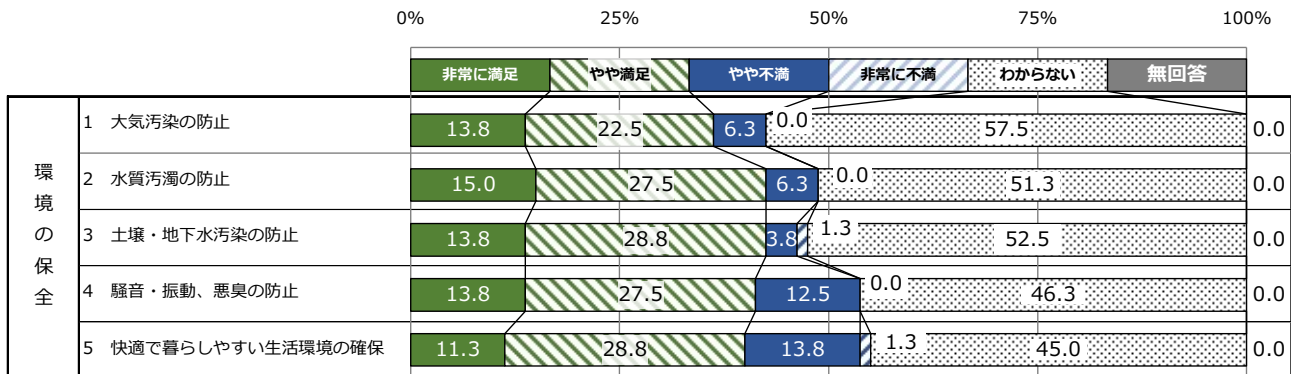


図 33 事業者の環境施策への満足度（環境の保全）

●解説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、全ての項目で 45%以上となっており、「わからない」の割合が高くなっています。

●施策への視点

- ・各項目とも「わからない」の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

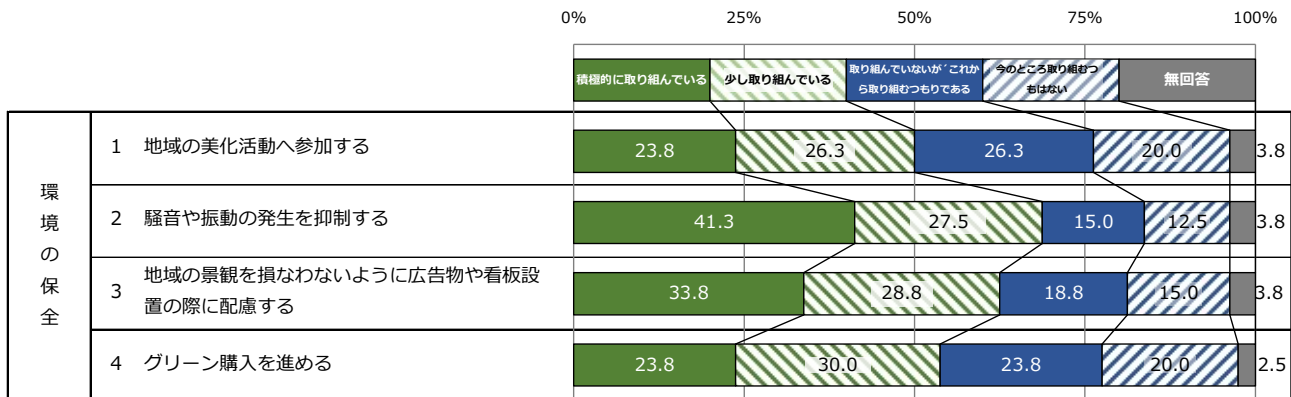


図 34 事業所での環境配慮の取り組みの状況

●解説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「騒音や振動の発生を抑制する」が 70%程度と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」となり、すべての項目で 50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」及び「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境基準達成状況__大気(%) (再掲)					
目標値 (R2年度)	100	現状値 (R1年度)	100.0	評価	○ (0%)
環境基準達成状況__河川(%) (再掲)					
目標値 (R2年度)	83.0	現状値 (R1年度)	86.6	評価	○ (+3.6%)
市環境基準達成状況__ため池(%) (再掲)					
目標値 (R2年度)	55.0	現状値 (R1年度)	88.7	評価	○ (+33.7%)
公共施設のバリアフリー率(%) (再掲)					
目標値 (R2年度)	72.0	現状値 (R1年度)	74.2	評価	○ (+2.2%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R2年度)	現状値 (R1年度)	評価
公害防止協定締結事業所 (事業所) (再掲)	公害防止協定の締結事業所 数	72	62	× (-10事業所)
バリアフリー改修申請件 数(件) (再掲)	バリアフリー改修の申請件 数	1,650	1,846	○ (+196件)
歩道等設置道路整備率 (%) (再掲)	歩道付き道路の整備率(整備 済延長/計画延長)	91	90	× (-1%)
自転車・歩行者占用道路 整備率(%) (再掲)	自転車・歩行者専用道路の整 備率(整備済延長/計画延長)	88	83	× (-5%)

（５）協働による環境行動のまちづくり

１）現状と課題

①市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

【現 状】

- 行政区及び地区コミュニティ推進協議会の自主性、主体性を一層高めるため、一括交付金による支援を行っています。
- 地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体などが行う自発的な公益活動に対し、「がんばる地域応援補助金」による支援を行っています。
- 協働のパートナーを育成するため、「NPO・協働相談窓口」を設置し、市民活動の活性化や行政との協働を推進しています。
- 公益活動を行う市民団体などへの支援を目的として、市民活動サポートセンターを開設しています。

【課 題】

- 本市市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数は 55 団体あるものの、環境に関する活動を行っている団体は少ない状況となっています。
- 地域課題の解決のために活動する市民やボランティア団体、NPO などの充実が必要です。

②環境教育・学習

【現 状】

- 長野県木曽町にある「みよし市友好の森」での除間伐体験や小学生を対象とした水生生物調査などの活動が行われています。
- みよし悠学力レッジ開設の生活創造講座では、動植物の観察講座を開催しています。
- 生涯学習に関して、市民一人一人が生涯を通じて生きがいを持って学ぶことのできる場を充実させるため、幅広い分野でのライフステージにあった生涯学習講座を開催しています。

【課 題】

- 生涯学習講座の受講者が固定化する傾向が見られるため、幅広い内容の講座の開催が必要です。

2) 市民・事業者意識

① 市民アンケート

【環境政策への満足度】

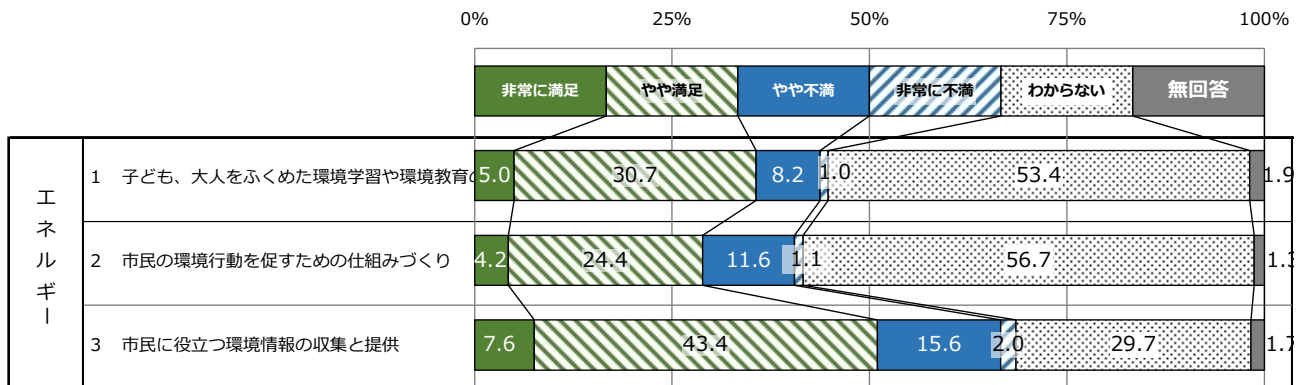


図 35 市民の環境施策への満足度（環境学習や情報）

● 解 説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「市民に役立つ環境情報の収集と提供」が 50%程度と高いが、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」と「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」は満足度より「わからない」の割合が高くなっています。

● 属性別の傾向

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」では、年代別では、「20 代」で「わからない」と回答した割合が 50%程度と最も高くなっています。
- ・「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」では、どの年代でも「わからない」と回答した割合が 50%程度と高くなっています。
- ・「市民に役立つ環境情報の収集と提供」では、年代別では、「10 代」で「満足」と回答した割合が 65%程度と最も高くなっています。

● 施策への視点

- ・「市民に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が比較的高いことから、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」や「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」についての情報もあわせて提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

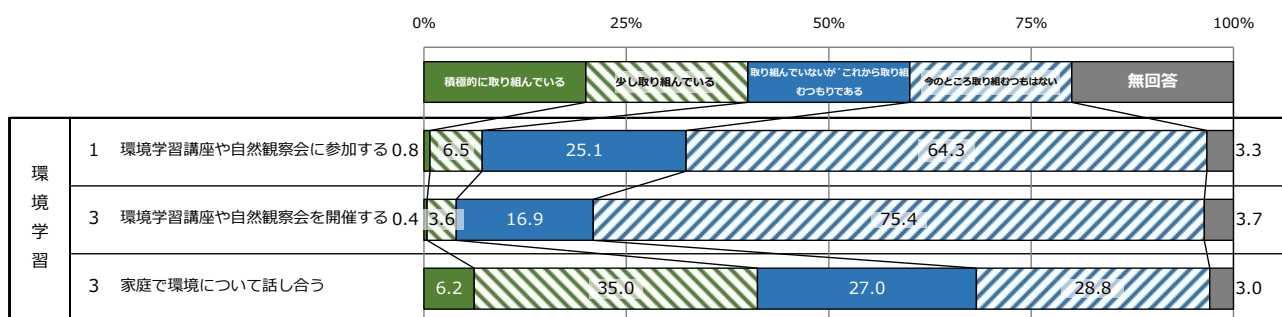


図 36 市民の環境に配慮している行動の状況（環境学習）

● 解 説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「家庭で環境について話し合う」が 40%程度と高く、次いで「環境学習講座や自然観察会に参加する」となり、「環境学習講座や自然観察会を開催する」は 5%程度にとどまっています。

● 属性別の傾向

・「家庭で環境について話し合う」では、職業別では、「自営業」で「取り組んでいる」と回答した割合が 55%程度と最も高くなっている一方で、「学生」、「会社員」、で「取り組んでいる」と回答した割合が 40%程度となっています。

● 施策への視点

・「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要です。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

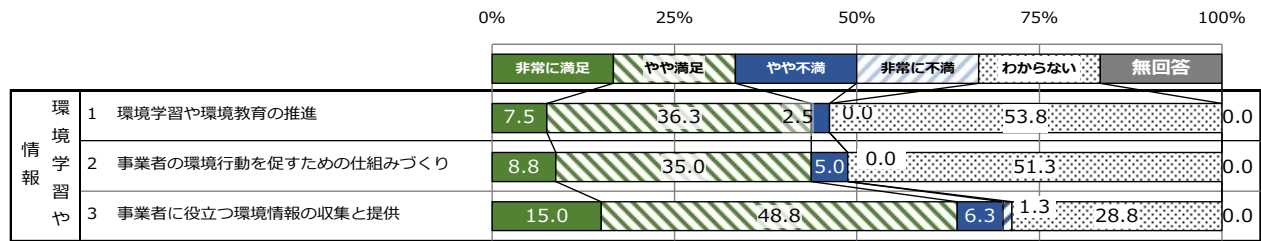


図 37 事業者の環境施策への満足度（環境学習や情報）

●解説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」が60%以上と高く、次いで「環境学習や環境教育の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」の40%程度となっています。

●施策への視点

- ・「環境学習や環境教育の推進」、「業者の環境行動を促すための仕組みづくり」とともに「わからない」は50%以上となっているが、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が高いことから、直接事業者に関わる情報を積極的に提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

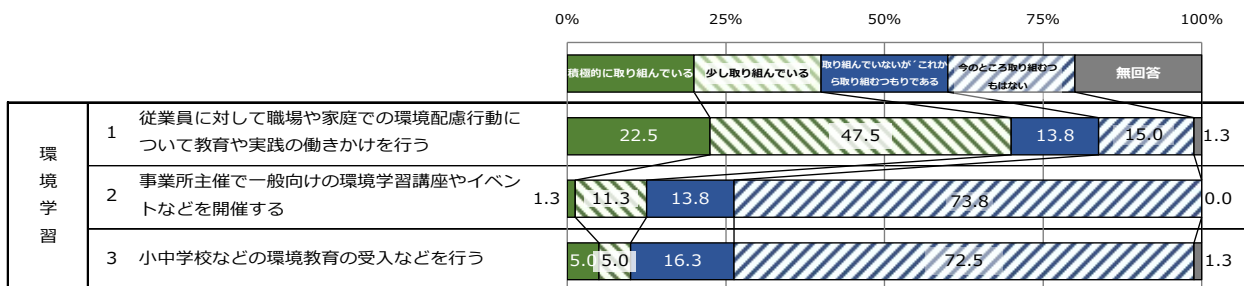


図 38 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境学習）

●解説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」が70%程度と高いが、次いで「事業所主催で一般向けの環境学習講座やイベントなどを開催する」や「小中学校などの環境教育の受入などを行う」など対外的な取り組みについては低くなっている。

●施策への視点

- ・内部での取り組みから対外的な取り組みを行うための段階的な支援が必要です。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取組むべきと感じる市民の割合(%)					
目標値 (R2年度)	85.0	現状値 (R1年度)	47.2	評価	× (-37.8%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R2年度)	現状値 (R1年度)	評価
生涯学習講座の開催数(回)	みよし悠学カレッジにおける自然観察講座の開催数	12	7	× (-5回)
環境教育の開催数(回)	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数	15	11	× (-4回)
環境ボランティア登録団体数(団体)	環境ボランティア登録団体数	20	14	× (-6回)
環境分野の公益活動団体数(団体)	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数	6	6	○ (±0団体)

2 計画の体系

第2次みよし市環境基本計画の体系は以下のとおりとします。

「目指すまちの姿」、「施策」は次ページより示します。

将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

施策分野	目指すまちの姿
脱 炭素 1 脱炭素のまちづくり	●創・省エネルギー等の技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。 ●太陽光発電等の導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。
自 然共生 2 自然共生のまちづくり	●多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
資 源循環 3 循環型のまちづくり	●廃棄物減量化がさらに進み、小型家電等資源の有効利用が実現している。 ●ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策等の仕組みが構築されている。
安 全・安心 4 安全・安心のまちづくり	●生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。
協 働 5 協働による環境行動のまちづくり	●市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

施 策

- ①地球温暖化対策への対応
- ②環境負荷の少ない交通の推進

- ①豊かな自然の保全・再生
- ②身近な緑の保全・創出
- ③公害対策の推進
- ④快適で人にやさしい都市空間の形成

- ①資源の循環利用の推進
- ②資源の地域循環

- ①環境汚染の防止とリスク低減
- ②良好な生活環境
- ③災害に強いまちづくり

- ①環境学習の推進
- ②環境保全行動の推進

SDGs



3 分野別の施策展開

(1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性

脱炭素

1 脱炭素のまちづくり

目指すまちの姿

- 創・省エネルギー等の技術革新やビジネス創出により経済活性化している。
- 太陽光発電等の導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。

施 策

主な取組

①地球温暖化対策への対応

1.①.1 省エネルギーの推進

1.①.2 再生可能エネルギーの推進

②環境負荷の少ない交通の推進

1.②.1 環境にやさしい自動車利用促進

1.②.2 公共交通機関の整備と利用促進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生

8 働きがいも
経済成長も

脱炭素への取り組みによる
経済の活性化

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

再生可能エネルギー等の推
進により持続可能な産業化

12 つくる責任
つかう責任

環境配慮製品の購入・消費に
よる脱炭素と経済の活性化

脱炭素のまちづくりとは、経済活動や生活水準を維持しつつ、化石燃料の消費等に伴う温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに、気候変動に伴う影響に対して被害を回避・最小化できるまちをつくることが求められています。

本市では令和元（2019）年12月4日に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、都市レベルでの地球温暖化問題へ貢献するため、市民・事業者・行政による協働により省エネルギーや再生可能エネルギーの推進といったエネルギー問題への対応を進めるとともに、自動車交通等による環境負荷の低減を進めることで、脱炭素化と経済の活性化を実現し、SDGsのゴール「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「8」「9」「12」に係る循環・共生する持続可能なまちをめざします。

【成果指標】

①数値目標

「脱炭素のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、市域からの市民一人あたりの二酸化炭素年間排出量の削減を定めます。

市域からの市民一人あたりの二酸化炭素年間排出量（t-CO ₂ /年・人）					
平成 29 年度 現状値	16.8	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	

②取組の指標

指標名	指標の定義
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数（台）	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数(累計)
燃料電池システム普及への補助台数（台）	燃料電池システム購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
家庭用蓄電システム普及への補助台数（台）	家庭用蓄電システム購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
家庭用エネルギー管理システム補助台数（台）	家庭用エネルギー管理システム購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
電気自動車等充給電設備普及への補助台数（台）	購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
低公害車普及への補助台数(台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数(累計)
さんさんバスの運行本数(便)	さんさんバスの 1 路線あたりの運行本数
さんさんバスの利用者数(千人)	さんさんバスの年間利用者数
近隣市町のコミュニティバスとの連携数（路線）	近隣市町のコミュニティバスとさんさんバスの連携路線数
通勤時における自動車利用の分担率(%)	通勤時に自動車を利用している人数／通勤している人数

①地球温暖化対策への対応

【施策の基本的方向】

化石燃料の大量消費による温室効果ガスの排出は、地球温暖化の大きな要因となっており、世界規模で温室効果ガスの削減に向けた取り組みが推進されています。本市では、市域からの市民一人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、事業所や家庭からはまだ多くの二酸化炭素が排出されています。

そこで、市民・事業者・行政は日頃からエネルギー問題への意識を高く持ち、省エネルギー化や、再生可能エネルギーの活用を個人・地域・事業所単位で推進することで、市全体での地球温暖化対策を推進していきます。

1.①.1

省エネルギーの推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ゼロカーボンシティの取り組み	「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、さまざまな取り組みを実施していきます。	○	◎	◎
省エネルギー行動の推進	燃料、熱、電気といったエネルギー消費に対する意識を高め、省エネ行動に取り組みます。	○	○	○
市全体での地球温暖化対策体制の構築	地球温暖化に対する情報や環境にやさしい具体的な行動内容の共有化を図り、市全体で地球温暖化防止に取り組める体制を構築します。			○

1.①.2

再生可能エネルギーの推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
再生可能エネルギーの活用	地球環境にやさしい太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を積極的に推進します。	○	○	○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 目標値
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台)	2,071		
燃料電池システム普及への補助台数 (台)	155		
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	230		
家庭用エネルギー管理システムへの補助台数 (台)	122		
電気自動車等充給電設備普及への補助台数 (台)	0		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 家庭で使用する電気・ガス・水道などの消費量を把握し、その節減に努めます。 ● 使用しない電化製品は主電源を消し、待機電力の消費を抑えるよう努めます。 ● 冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ● 省エネルギー型の電化製品やガス機器への更新・使用に努めます。 ● 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用するよう努めます。
事業者	● 省エネルギーに配慮した施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ● 使用しない照明やO A 機器等については電源を切るよう努めます。 ● 冷暖房機器は、適切な設定温度で使用するよう努めます。 ● 施設の建設にあたっては、省エネ機器の導入を進めるとともに、きめ細かなエネルギーの管理ができるよう努めます。
市	● 公共施設や事務処理における省エネルギー化を推進します。 ● 使用しない照明やO A 機器等については電源を切るよう努めます。 ● 冷暖房機器は、適切な設定温度で使します。 ● 家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発を図ります。 ● 省エネルギー製品や再生可能エネルギー設備の導入促進のための購入補助等の支援を行います。

②環境負荷の少ない交通の推進

【施策の基本的方向】

本市における二酸化炭素排出量は、製造業が全体の75%程度を占めていますが、これに次いで自動車の利用など運輸部門からの排出が多くなっています。市内に位置する「黒笹駅」や「三好ヶ丘駅」、名鉄バスの利用者数は増加していますが、「三好ヶ丘ループバス」や「さんさんバス」の利用者数は減少傾向にあります。

環境負荷の少ない交通を推進し、住みつけたいまちを実現するためには、公共交通機関等の整備により、市民の移動手段を確保することが必要です。

また、自動車利用については、低燃費の環境にやさしい低公害車を利用するよう推進するとともに、日常生活において過度に自動車に頼らないライフスタイルを勧奨し、公共交通機関や自転車等への交通手段の転換や、移動手段を複合したC&R（サイクルアンドライド）などを推進していきます。

1.②.1

環境にやさしい自動車利用促進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
低公害車の導入や利用の推進	家庭や事業所、市の公用車における低公害車の導入や利用を推進します。	○	◎	◎
エコドライブの推進	急発進・急停止をやめる、アイドリングストップを行うなど、燃費の良いエコドライブを推進します。	○	○	○

1.②.2

公共交通機関の整備と利用促進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
鉄道・バスの相互連携の強化	自家用車を過度に利用しなくても移動することのできる交通体系の実現のために、鉄道・バスの相互連携の強化を図っていきます。			○
公共交通機関の利用の促進	駅やバス停等の利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。		○	◎

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 目標値
さんさんバスの運行本数(便)	25		
さんさんバスの利用者数(千人)	281		
近隣市町のコミュニティバスとの連携数(路線)	2		
通勤時における自動車利用の分担率(%)	79.6		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 公共交通機関が利用できる場合は、自動車の利用を極力控え公共交通機関による移動に努めます。 ● 近場への移動には徒歩や自転車の利用に努めます。 ● 自動車で移動する場合はエコドライブに努めます。 ● 車の購入や買い換えの際に低公害車の購入に努めます。
事業者	● 移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ● 自動車で移動する場合はエコドライブに努めます。 ● 運搬等の事業活動における効率的な自動車移動に努めます。 ● 車の購入や買い換えの際に低公害車の購入に努めます。
市	● 移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ● 駅などに駐輪場を整備し、公共交通機関の利用を促進します。 ● 市民の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行改善に努めます。 ● 公用車の運転時には、エコドライブに努めます。 ● 低公害車の導入促進のため、購入補助の支援を行います。 ● 市のイベント等の際にサイクルアンドライドやエコドライブに関する情報提供を実施し、自動車利用による二酸化炭素排出量削減の普及啓発に努めます。

【長期ビジョン】

本市では、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

平成31（2019）年3月に策定した「第2次みよし市総合計画」では、市域から排出される二酸化炭素排出量を令和5（2023）年には90万t-CO₂以下、令和10（2028）年には83万t-CO₂以下に削減する目標を掲げています。本市では、令和32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロという最終的な目標に向けて令和10年以降も続く長期的なビジョンを作成します。

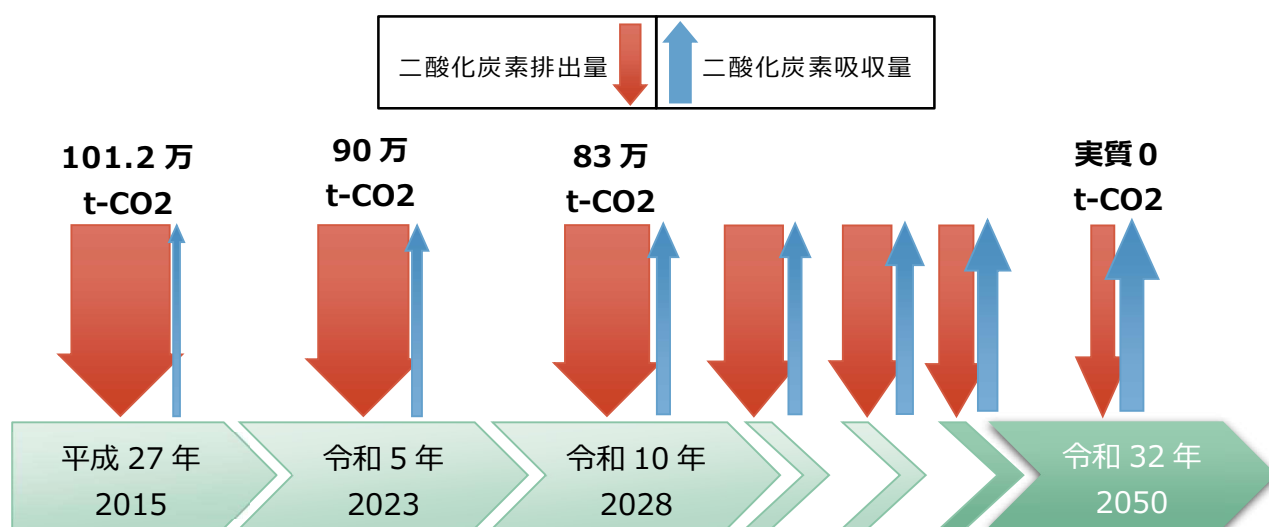


図 39 二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けたフロー図

（第2次みよし市総合計画より数値目標を抜粋）

2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロという目標を達成するために、「市内の再生可能エネルギーの賦存量調査」、「市内の未利用エネルギーの利活用の可能性調査」、「市内事業者と連携したエネルギー事業モデルの可能性調査」などの詳細な調査を実施します。詳細な調査に基づき、市民・事業者・行政の協働による2050年を目標とした長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行います。

コラム等掲載ページ

(2) 自然共生のまちづくりの施策展開の方向性

自然共生

2 自然共生のまちづくり

目指すまちの姿

- 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。

施策

主な取組

①豊かな自然の保全・再生

2.①.1 樹林地の保全・整備

2.①.2 水辺環境の保全・整備

2.①.3 生き物にやさしい農地形成

②身近な緑の保全・創出

2.②.1 公園・緑地の整備

2.②.2 各施設の緑化推進

③公害対策の推進

2.③.1 大気汚染の防止

2.③.2 騒音・振動及び悪臭の防止

2.③.3 水質汚濁の防止

④快適で人にやさしい都市空間の形成

2.④.1 人にやさしい施設整備の推進

2.④.2 美しい都市景観の形成

2.④.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさを守ろう

循環・共生

4 質の高い教育を
みんなに

身近な自然とふれあう環境
学習等を通じて持続可能な
活動を継続

11 住み続けられる
まちづくりを

地域の生態系が守られた持
続可能なまちづくり

12 つくる責任
つかう責任

環境に配慮した製品を選
択し自然を保全

自然共生のまちとは、地域の生活環境である里山が適切に保全・管理され、豊かな生物多様性を育む緑が十分に確保されているまちをいいます。本市としては、まちの発展過程とともに姿を変えつつも、独自の自然特性や歴史特性と深く結びついていて、将来のまちづくりに欠かせない貴重な緑として継承する必要があります。

樹林地や水辺等の自然を将来にわたって保全していくとともに、良好な都市環境の形成を通じて、市民の暮らしと生き物との共生を目指していく必要があります。

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGsのゴール「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能なまちをめざします。

【成果指標】

「自然共生のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、緑被率の確保、大気・河川・ため池の環境基準達成状況、および公共施設のバリアフリー整備率の向上を定めます。

①数値目標

緑被率(%)					
令和元年度 現状値	36.0	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	
環境基準達成状況__大気(%)					
令和元年度 現状値	100.0	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	
環境基準達成状況__河川(%)					
令和元年度 現状値	86.6	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	
市環境基準達成状況__ため池(%)					
令和元年度 現状値	88.7	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	
公共施設のバリアフリー率(%)					
令和元年度 現状値	74.2	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	

②取組の指標

指標名		指標の定義
緑化指定面積	面積(㎡)	市内に残る鎮守の森、里山の保全面積
	箇所数(箇所)	
里山で活動する組織(組織)		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数
多自然型河川の整備率(%)		多自然型河川改修済延長／計画延長
貸し農園の区画	25 ㎡ / 区画 (区画)	区画面積 25 ㎡ の貸し農園の総区画数
	200 ㎡ / 区画 (区画)	区画面積 200 ㎡ の新たな貸し農園の整備区画数
市民一人あたりの都市公園面積(㎡)		都市公園面積／人口
公園・緑地で活動する組織(組織)		街区公園を主とした地域団体数
施設緑化(㎡)		公共施設などの緑化面積
道路緑化(㎡)		道路植栽帯などへの緑化面積
公害防止協定締結事業所(事業所)		公害防止協定の締結事業所数
バリアフリー改修申請件数(件)		バリアフリー改修の申請件数
歩道等設置道路整備率(%)		歩道付き道路の整備率(整備済延長／計画延長)
自転車・歩行者専用道路整備率(%)		自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長／計画延長)

①豊かな自然の保全・再生

【施策の基本的方向】

市内に残る鎮守の森や雑木林の緑、三好池周辺や境川等の水辺は、本市の原風景を伝える貴重な自然環境を形成しています。また、市内には東海丘陵要素植物群が分布しており、この地域固有の生態系がみられます。

こうした、地域特性を持つ自然環境の保全を推進するため、市民・事業者・行政による、樹林地の適切な管理や、河川やため池の環境整備、生態系保全に関する活動を推進していきます。

2.①.1

樹林地の保全・整備

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
市内に残る緑の保全	市内に残る鎮守の森や雑木林等のまとまった緑を保全します。	◎	○	○
生態系の保全	身近な動植物の生息環境の保全に取り組みます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育ててきた里山の自然を守ります。	◎	○	○

2.①.2

水辺環境の保全・整備

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水辺の生き物の生息環境の保全	三好池や境川等の水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。	○		○
河川やため池の環境整備	市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組みます。	○		◎
良好な水辺環境の創出	河川やため池の清掃活動等により、良好な水辺環境を創出します。	○		○

2.①.3

生き物にやさしい農地形成

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。			○
市民と農のふれあい推進	市民農園や体験農園等により農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。	○		○
耕作放棄地の有効活用	耕作放棄地の発生を防止するとともに、既存の耕作放棄地については景観作物を植えるなど有効活用を図ります。			○

【成果指標】

指標名		令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
緑化指定面積	面積(m ²)	4,900		
	箇所数(箇所)	17		
里山で活動する組織(組織)		15		
多自然型河川の整備率(%)		58		
貸し農園の区画	25 m ² /区画(区画)	440		
	200 m ² /区画(区画)	0		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。 ● 自然環境の保全活動や環境調査、水辺の清掃活動等に積極的に参加するよう努めます。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。 ● 市民農園等を積極的に活用し、農業への理解を深めます。
事業者	● 事業活動の際には、緑・水辺等の自然環境の保全に努めます。 ● 市や市民団体等が行う自然環境保全の活動に参加するよう努めます。 ● 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。 ● 耕作の維持が困難な農地については、農業生産法人に耕作を依頼するなどして耕作放棄地の発生防止に努めます。
市	● 公共事業等では、計画段階から自然や生態系に配慮するよう努めます。 ● 鎮守の森等を保全し、緑の適切な維持管理を促します。 ● 河川整備では、親水性や生態系、景観等に配慮した多自然型の河川づくりに努めます。 ● ため池を農業用水の確保、親水性、洪水調整機能の向上等のために適切に保全・整備します。 ● 市民との協働による水辺の清掃活動等を推進します。 ● 減農薬・減化学肥料を推奨し、環境保全型農業の普及啓発に努めます。 ● 耕作の継続が困難な農地では、景観作物の栽培等を推進します。 ● 観光農地の事業化や新規の農業法人化に向けた検討を進めます。 ● 農家等による市民農園の設置を推進します。

②身近な緑の保全・創出

【施策の基本的方向】

市街地内における公園・緑地、公共施設の緑化、道路緑化、住宅・事業所内の緑化は、市民にとって最も身近な自然であり、市民の暮らしに安らぎを与えるとともに、本市の都市景観を形成しています。

また、市街地内の緑は野生の生き物の生態系ネットワークの形成にも重要な役割を果たしており、市街地内の緑の保全・創出を行うことで、地域全体の生物多様性の向上に資すると考えられるため、本市では、市民・事業者・行政とともに住宅地や商業地、工業地などの緑化、公園・緑地の整備を推進していきます。

2.②.1

公園・緑地の整備

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公園・緑地の整備	市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。			○
公園の緑化推進	市と市民・地域の協働により、公園の緑化を推進します。	○		○

2.②.2

各施設の緑化推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公共施設の緑化推進	街路樹、公共建築物の敷地内の緑化等といった公共施設の緑化を推進します。			○
緑化の推進	住宅や事業所等の民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化等を推進します。	○	○	

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 目標値
市民一人あたりの都市公園面積(m ²)	14.9		
公園・緑地で活動する組織(組織)	38		
施設緑化(m ²)	20,337		
道路緑化(m ²)	2,799		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●庭に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。 ●公園の緑化事業等への積極的な参加に努めます。
事業者	●事業所の敷地内の緑化に努めます。 ●公園の緑化事業等に参加するよう努めます。
市	●公共施設内の緑化を推進します。 ●道路整備に併せ、沿道の街路樹整備を計画的に推進します。 ●市民・地域との協働による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。 ●歴史を伝えている巨樹・巨木や、市民から親しまれている樹木などの保全を図ります。 ●公園・緑地、街路樹等への市民の愛着を高めるための普及啓発に取り組みます。 ●各家庭への苗木の配布等による、敷地内の緑化の普及・啓発に努めます。 ●一定規模以上の開発等に対しては緑地の十分な確保を促します。

③公害対策の推進

【施策の基本的方向】

大気・水質の保全や静かな環境は、市民や市内に住む生き物の安全で快適な暮らしには不可欠な要素となっています。また、市民が安心して健康な生活を送っていくためには、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の公害の発生防止が前提となり、万一発生した場合は迅速に対応を行うことが重要です。

本市では、ほとんどの項目で環境基準を満たしているものの、自動車の排気ガスや河川の水質の一部で環境基準に不適合な項目もあります。そのため、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進します。また、近隣住民に対する迷惑行為などいわゆる生活公害に対しては、市民の意識啓発等を行うことで防止を図り、快適な居住環境の確保に努めます。

2.③.1 大気汚染の防止

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出抑制の推進	大気汚染物質の自主的な排出抑制を推進します。			○

2.③.2 騒音・振動及び悪臭の防止

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

2.③.3

水質汚濁の防止

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
公害防止協定締結事業所(事業所)	62		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●ごみの野焼きを行わないようにします。 ●家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ●悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ●生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ●公害に関する情報を収集し、自ら判断して対応します。
事業者	●各種法令等の基準を遵守し、公害の発生を未然に防止します。 ●公害に関する情報を積極的に公開して、被害が発生しないようにします。 ●事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ●市との公害防止協定の締結に努めます。
市	●公害防止に関する各種法令等に基づく指導・監視体制を徹底します。 ●事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ●野焼きや近隣の迷惑の防止等の普及啓発を行います。 ●生活排水対策として、下水道の整備や浄化槽の普及・適正管理に関する指導等を行います。 ●市民・事業者に対して、公害防止に対する認識の向上のための情報提供に努めます。

④ 快適で人にやさしい都市空間の形成

【施策の基本的方向】

本市では人口の増加が続いており、さまざまな人が流入し、まちを発展させてきました。今後もさらに人口が増加することが見込まれると同時に、外国籍住民の増加や超高齢化社会など多様化する社会に対応したまちづくりをしていく必要があります。

すべての市民が快適で安全に利用できるように、公共公益施設のバリアフリー化の促進や道路整備などを進めていく必要があります。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを推進していきます。

2.④.1

人にやさしい施設整備の推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所等の公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を推進します。			○

2.④.2

美しい都市景観の形成

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることでできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることでできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	◎	○	○

2.④.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保全	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保全し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働による神社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
バリアフリー改修申請件数(件)	1,846		
歩道等設置道路整備率(%)	90		
自転車・歩行者専用道路整備率(%)	83		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●地域の祭りや伝統行事などへの積極的な参加に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●敷地内及び敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力を努めます。
市	●公共施設の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●既存の歩道の段差解消や歩道の拡幅に努めます。 ●各地域の特性を活かした緑化及び景観の形成を推進します。 ●市民・地域・事業者との協働によるパトロールの実施等により不法投棄の防止に努めます。 ●地域の清掃活動への積極的な市民参加を推進します。 ●市民・地域・事業者と協働し、神社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用したまちづくりを推進します。

コラム等掲載ページ

(3) 循環型のまちづくりの施策展開の方向性

資源循環

3 循環型のまちづくり

目指すまちの姿

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電等資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策等の仕組みが構築されている。

施策

主な取組

①資源の循環利用の推進

3.①.1 ごみの減量の推進

3.①.2 4 Rの推進

②資源の地域循環

3.②.1 水の有効利用

3.②.2 地産地消の取り組み

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



12 つくる責任つかう責任

循環・共生



3 すべての人に健康と福祉を

ゴミ出し支援等、環境・福祉の連携



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

廃棄物発電、熱エネルギー等の有効利用を促進



11 住み続けられるまちづくりを

3 R の促進で持続可能なまちづくり



13 気候変動に具体的な対策を

頻発する災害等に対応できるごみ処理体制を構築

限られた資源を効率的に使って生産性を高め、リサイクルによって資源の循環利用を徹底する必要があります。また、市民生活や産業に欠かせない水資源や農産物などの食料資源も、広域的な視点から生産、供給、排出・廃棄といった循環が成立しています。本市としては、市民や事業者とともに、それぞれの役割と責任をあらためて認識し、家庭で、職場で、事業活動で、あらゆる場面でごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むことにより、さらなる循環型のまちを実現する必要があります。

このため、不要なものの辞退、ごみの減量、再利用、再資源化という4 Rの定着を目指すとともに、水資源や農産物などの資源に関しても関係機関等と連携しながら、地域循環を目指した取り組みを進め、SDGsのゴール「12 つくる責任つかう責任」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「3」「7」「11」「13」に係る循環・共生する持続可能なまちをめざします。

【成果指標】

「循環型まちづくり」の達成に関連する数値目標として、一人一日あたりのごみ排出量の削減と、下水道の処理人口率の向上を定めます。

①数値目標

一人一日あたりのごみ排出量（g/人・日）					
平成 30 年度 現状値	899.0	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	

②取組の指標

指標名	指標の定義
一人一日あたりの再利用資源回収量（g）	市民一人一日あたりのごみの排出量(年間ごみ排出量／人口・365 日)
再利用資源回収率(%)	総排出量と再利用資源回収量の割合(再利用資源回収率／ごみ排出量)
産地施設などの店舗数（店舗）	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数
学校給食センターでの利用数（%）	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率（愛知県産品目数の割合）

①資源の循環利用の推進

【施策の基本的方向】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動を行ってきた結果、環境に多大な負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化等の環境問題が深刻化しています。本市では、ごみの分別収集や、4Rの啓発・推進、リサイクルステーションの増設など循環型社会の実現に向けて取り組んできました。

今後も廃棄物のさらなる排出抑制や、再利用・再資源化の促進、市民・事業者に対する4Rの意識啓発を推進していきます。

3.①.1

ごみの減量の推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ごみの減量の推進	ごみの減量化を目指して家庭・事業所からのごみの排出を抑制します	◎	◎	○

3.①.2

3 Rの推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
リフューズの推進	不要なものは受け取らない（リフューズ）取り組みを推進します。	○	○	○
リデュースの推進	ごみになるものは買う量・使用量を減らす（リデュース）取り組みを推進します。	○	○	○
リユースの推進	使用できるものは繰り返し使う（リユース）取り組みを推進します。	○	○	○
リサイクルの推進	不用になったものは再資源化する（リサイクル）取り組みを推進します。	○	○	○
4Rの啓発	市民一人ひとりが「4R」を認識し、市全体でごみの減量に取り組んでいきます。			○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 目標値
一人一日あたりの再利用資源回収量(g)	173 (平成 30 年度)		
再利用資源回収率(%)	19.3 (平成 30 年度)		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使いません。 ● 必要のないものやすぐにごみになるものは買わないように努めます。 ● 廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品の活用に努めます。 ● 家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。 ● 生ごみの堆肥化などによる有効活用に努めます。 ● ごみは、市のルールに従って正しく分別します。 ● 資源ごみの回収に協力します。 ● リサイクルステーションやフリーマーケットなどを活用して、不用になったもののリサイクル活動の実践に努めます。
事業者	● ごみになりにくい製品の製造・販売に努めます。 ● 量り売りや包装の簡素化など、ごみの出にくい販売方法の採用に努めます。 ● 事業活動によって発生する廃棄物の削減に努めます。 ● 資源ごみはリサイクルします。 ● 再生紙の活用など、グリーン購入を実践します。
市	● リサイクルステーションみよしによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ● 資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ● 公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。 ● 生ごみの有効活用のため、生ごみ処理器の購入補助を支援します。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルの意識高揚を図ります。

②資源の地域循環

【施策の基本的方向】

本市は、水道などの水源を木曽川に頼っており、広域的な視点から、水循環を通した環境保全に貢献していくことが必要です。また、交通網の発達により、域外より多量の食料品が遠方より輸送が可能となりましたが、輸送には大きなエネルギーを必要とするため、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消の取り組みが必要です。

本市では、産直施設や大型スーパー内の産直コーナー数は増加しており、主に事業者による地産地消の取り組みは進められていますが、循環型社会の構築に向けてさらに地産地消の啓発を推進していきます。

3.②.1

水の有効利用

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
節水の推進	節水に対する意識を高め、限りある水を大切にする取り組みを推進します。	○	○	○
水源地の環境保全	安全でおいしい水を確保するために、水源地の環境保全に貢献します。	○	○	○

3.②.2

地産地消の取り組み

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地産地消の推進	食糧の輸送に伴う環境への負荷を低減し、資源の地域循環を促すために、地域で採れた農作物は地域で消費する地産地消の取り組みを推進します。	○	○	

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和 7 年度 中間目標値	令和 12 年度 目標値
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）			
産地施設などの店舗数(店舗)	34		
学校給食センターでの利用率(%)	33.4		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●節水や風呂の残り湯などの再利用に努めます。 ●雨水浸透枡や雨水貯留タンクを設置するなど、水循環の改善に貢献します ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ●野菜や米などは、できるだけ地元でとれたものを食べる地産地消に努めます。
事業者	●節水や中水利用などにより、水の有効利用に努めます。 ●雨水浸透枡や雨水貯留タンクの設置、透水性舗装の採用などにより、水循環の改善に貢献します。 ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。
市	●公共施設における節水に努めます。 ●水の安定供給に努めます。 ●水資源の有効利用についての普及啓発を図り、節水行動を推進します。 ●農業・工業用水の有効活用・資源循環の普及啓発に努めます。 ●雨水や処理水の再利用、循環利用に取り組みます。 ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ●地元農作物の学校給食での利用や直売所の設置等による地産地消を推進します。

安全・安心

4 安全・安心のまちづくり

目指すまちの姿

- 生活環境が汚染されことなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。

施策

主な取組

①環境汚染の防止とリスク低減

4.①.1 大気汚染の防止（再掲）

4.①.2 騒音・振動及び悪臭の防止（再掲）

4.①.3 水質汚濁の防止（再掲）

②良好な生活環境

4.②.1 人にやさしい施設整備の推進（再掲）

4.②.2 美しい都市景観の形成（再掲）

4.②.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

③災害に強いまちづくり

4.③.1 気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生



6 安全な水とトイレ
を世界中に

適切な下水道処理
等により、公共用水
域の水質保全



12 つくる責任
つかう責任

自然と調和したラ
イフスタイルで環
境負荷を低減



14 海の豊かさを
守ろう

良好な水質を維持
し海洋等の生態系
を保護



15 陸の豊かさも
守ろう

自然生息地の劣化
を抑制し、生態系の
保護・回復

（４）安全・安心のまちづくりの施策展開の方向性

安全・安心のまちづくりにおいては、望ましい環境（脱炭素・自然共生・資源循環）と協働による環境行動による持続可能なまちへ向けた方向性を踏まえ、その基礎となる健康面での安全が守られ、潤いとまちへの愛着が深められる都市環境が保全され、都市環境を確保するための自然災害等からのまちの安全・安心が重要となります。

安全・安心のまちづくりに向けて、環境汚染の防止とリスク低減や良好な生活環境の保全・創出を進めていきます。また、自然災害等による大規模災害の被害を回避・低減し、回復力のある災害に強いまちづくりの形成により安全・安心のまちづくりを進め、SDGsのゴール「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「6」「12」「14」「15」に係る循環・共生する持続可能なまちをめざします。

【成果指標】

「安全・安心のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、大気・河川・ため池の環境基準達成状況、のほか下記のとおり定めます。

①数値目標

環境基準達成状況__大気（％）					
令和元年度 現状値	100.0	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	
環境基準達成状況__河川（％）					
令和元年度 現状値	86.6	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	
環境基準達成状況__ため池（％）					
令和元年度 現状値	88.7	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	
公共施設のバリアフリー率（％）					
令和元年度 現状値	74.2	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	
市域に占める市街化区域の割合（％）					
令和元年度 現状値	32.8	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	
準用河川の改修率（％）					
令和元年度 現状値	54.5	令和 7 年度 中間目標値		令和 12 年度 目標値	

②取組の指標

指標名	指標の定義
公害防止協定締結事業所(事業所)	公害防止協定の締結事業所数
バリアフリー改修申請件数(件)	バリアフリー改修の申請件数
歩道等設置道路整備率(%)	歩道付き道路の整備率(整備済延長／計画延長)
自転車・歩行者占用道路整備率(%)	自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長／計画延長)
地区計画の面積 (ha)	市街化区域の住居系地区計画の決定済み面積
準用河川の改修済延長 (m)	準用河川の改修済延長

①環境汚染の防止とリスク低減

【施策の基本的方向】

安全・安心で快適な暮らしには大気・水質の保全や静かな環境は不可欠な要素となっています。本市における公害苦情件数は第1次環境基本計画策定時の平成23年度以降減少していますが、年間15件程度発生しており、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の公害の発生時には、迅速に対応を行い、安全・安心な暮らしを確保していく必要があります。

また、公害の発生を防止するために市民・事業者に対する意識啓発を実施するとともに、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進していきます。

4.①.1

大気汚染の防止（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出削減	大気汚染物質の自主的な排出削減を推進します。			○

4.①.2

騒音・振動及び悪臭の防止（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

4.①.3

水質汚濁の防止（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【成果指標】

指標名	現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
公害防止協定締結事業所(事業所)	62		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 野焼きを行わないようにします。 ● 家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ● 悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ● 生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ● 公害に関する情報を収集し、自ら判断して対応します。
事業者	● 各種法令等の基準を遵守し、公害の発生を未然に防止します。 ● 公害に関する情報を積極的に公開して、被害が発生しないようにします。 ● 事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ● 市との公害防止協定の締結に努めます。
市	● 公害防止に関する各種法令等に基づく指導・監視体制を徹底します。 ● 事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ● 野焼きや近隣の迷惑の防止等の普及啓発を行います。 ● 生活排水対策として、下水道の整備や浄化槽の普及・適正管理に関する指導等を行います。 ● 市民・事業者に対し、公害防止に対する認識の向上のための情報提供に努めます。

②良好な生活環境

【施策の基本的方向】

本市では、人口の増加に伴い、さまざまな人が生活しています。すべての市民にとって安全で安心な生活環境とするために、公共公益施設のバリアフリー化や、外国籍の市民に対応したサービスを提供することが必要です。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用した街づくりを推進していきます。

4.②.1

人にやさしい施設整備の推進（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所等の公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民全員が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。			○

4.②.2

美しい都市景観の形成（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	◎	○	○

4.②.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保全	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保全し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働による神社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
バリアフリー改修申請件数(件)	1,846		
歩道等設置道路整備率(%)	90		
自転車・歩行者専用道路整備率(%)	83		
市域に占める市街化区域の割合(%)	32.8		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●地域の祭りや伝統行事などへの積極的な参加に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●敷地内及び敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力を努めます。
市	●公共建築物の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●既存の歩道の段差解消や歩道の拡幅に努めます。 ●各地域の特性を活かした緑化及び景観の形成を推進します。 ●市民・地域・事業者との協働によるパトロールの実施等により不法投棄の防止に努めます。 ●地域の清掃活動への積極的な市民参加を推進します。 ●市民・地域・事業者と協働し、神社仏閣や遺跡等の歴史資源を活用したまちづくりを推進します。

③災害に強いまちづくり

【施策の基本的方向】

地球温暖化の進行に伴う気候変動が顕在化し、大規模な自然災害が頻発しています。

自然災害が起こった場合に、大きな被害が生じないよう森林・河川づくり、災害時の暮らしを支えるインフラ等の普及を促進し、災害廃棄物の処理体制を整えていきます。

4.③.1

気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
気候変動適応策の推進	地球温暖化による気候変動や温暖化が原因で発生する自然災害の被害を最小限に抑えるための適応という考え方の認知度を高めるため、市民・事業者及び行政機関関係者への周知や普及啓発を行います。			○
自然の機能を生かす取り組みの推進	森林や農地、河川は災害被害を防ぐ機能を持っています。これらの機能を発揮できる自然を守り育てます。			○
災害廃棄物処理の体制整備	大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、事業者等と連携した災害廃棄物処理体制や広域連携体制を構築します。		○	○

【成果指標】

指標名	現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
準用河川の改修率（%）（再掲）	54.5		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 自宅周辺の身近な適応策となる緑や水辺環境の保全に努めます。 ● 蓄電池を備えた自動車等への買い換え等により、災害発生時への備えに努めます。
事業者	● 事業所の敷地内の緑化等による適応策の形成に努めます。 ● 再生可能エネルギー利用や蓄電池の導入を促進し、平時・災害発生時への備えに努めます。
市	● 市職員の気候変動への適応の理解度を向上します。 ● 市民や事業者が身近な適応策へ対応するための情報提供に努めます。 ● 各地域の特性を活かした緑化及び景観の形成を推進します。 ● 一定規模以上の開発等に対しては緑地の十分な確保を促します。 ● 大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、事業者等と連携した災害廃棄物処理体制や広域連携体制を構築します。

(5) 協働による環境行動のまちづくりの施策展開の方向性

協働

5 協働による
環境行動のまちづくり

目指すまちの姿

- 市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

施 策

主な取組

①環境学習の推進

5.①.1 学校教育・生涯学習の充実

5.①.2 環境教育の実施体制の構築

②環境保全行動の推進

5.②.1 協働による環境保全の推進

5.②.2 環境情報の収集・発信

5.②.3 広域的な環境保全活動の推進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



4 質の高い教育をみんなに
17 パートナーシップで目標を達成しよう

循環・共生

目指すまちの姿に向けた原動力



環境分野の取り組みには、市の施策だけでなく、市民や事業者などの役割も非常に大きいことから、これからもさらに協働によるまちづくりを進めて行く必要があります。

「協働による環境行動のまち」の実現に向けて、環境学習の推進により市民等の環境意識を高め、行動を促すとともに、協働による環境保全活動を積極的に推進し、SDGs のゴール「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献し、あわせて様々な SDGs のゴールに係る循環・共生する持続可能なまちをめざします。

【成果指標】

「協働による環境行動のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合の増加を定めます。

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合(%)					
令和元年度 現状値	47.2	令和7年度 中間目標値		令和12年度 目標値	

②取組の指標

指標名	指標の定義
生涯学習講座の開催数(回)	みよし悠学カレッジにおける自然観察講座の開催数
環境教育の開催数(回)	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数
環境ボランティア登録団体数(団体)	環境ボランティア登録団体数
環境分野の公益活動団体数(団体)	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数

①環境学習の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んで行くためには、各主体が環境問題解決に向けた共通の認識を持つことが必要です。そのためにも、みよし市が抱える環境問題と解決のために推進していくべき取り組みについて理解を深め、それぞれの主体が何ができるかを考えることが重要です。

そこで、環境学習の場や機会の充実を図り、市民や事業者の積極的な参画を推進していきます。

5.①.1

学校教育・生涯学習の充実

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
子どもの自然体験学習の推進	子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習等を推進します。	○	○	○
生涯学習における環境学習の推進	環境について幅広く学ぶことができる生涯学習を推進します。	○	○	○

5.①.2

環境教育の実施体制の構築

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
総合的環境教育・学習プログラム構築	総合的な環境教育や環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。			○
総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築	総合的な環境教育や環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。			○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
生涯学習講座の開催数(回)	7		
環境教育の開催数(回)	11		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 家庭で環境について話し合います。 ● 市や学校で行われる環境教育・環境学習への協力に努めます。 ● 環境教育・環境学習に関する講座に積極的に参加します。 ● 家庭や職場等といった日常生活の中で環境に関する情報や知識に触れ、環境について考えるよう努めます。
事業者	● 市や学校で行われる環境教育・環境学習への協力に努めます。 ● 事業活動の中で、従業員の環境意識の啓発に努めます。
市	● 学校教育の総合学習等における環境教育を推進します。 ● 身近な自然にふれあい、理解を深めるための環境教育を推進します。 ● 学校校舎の工コ改修等により、環境を意識できる場の形成に努めます。 ● 身近な自然を利用した生涯学習講座・自然教室の開催を推進します。 ● 環境保全に対する意識啓発のための生涯学習講座の開催を推進します。 ● 環境調査や体験学習等による学習プログラムの構築を支援します。

②環境保全行動の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んで行くためには、市民、事業者、行政の協働により環境問題に取り組んでいくことが必要です。

このため、各主体の持つ知見や、取り組み内容などの情報を日常的に共有し、活用することが重要です。また、市内のネットワークだけでなく、他の自治体や地域とのネットワークの構築により、広域的な視点での取り組みを推進していきます。

5.2.1

協働による環境保全の推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
協働ネットワークによる環境保全	市民、市民団体、事業者、教育機関、市等が、環境保全に対する意識を高め、環境保全活動に取り組みます。	○	○	○

5.2.2

環境情報の収集・発信

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境情報の収集・活用	環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。	○	○	○
環境情報の共有	広報誌やホームページを活用して、環境に関する情報を各主体が共有します。	○	○	○

5.2.3

広域的な環境保全活動の推進

施策名	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
広域ネットワークによる自然環境体験学習	市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。	○		○

【成果指標】

指標名	令和元年度 現状値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
環境ボランティア登録団体数(団体)	14		
環境分野の公益活動団体数(団体)	6		

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。 ●身近な自然にふれあい、自然を守り育てるための活動への参加に努めます。 ●地域や市内外での環境保全のための活動への参加に努めます。
事業者	●事業活動による環境負荷の低減に努めます。 ●事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の環境保全に貢献します。 ●事業所の環境に関する取り組みや環境情報の公表に努めます。
市	●市民、市民団体、事業者、教育機関、市等の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。 ●各主体の相互交流の場の提供に努めます。 ●ホームページ等による環境保全に関する情報提供を充実し、市民の情報の共有を推進します。 ●環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進します。 ●市外の自治体等との交流事業を通じて、環境保全に関する市民や事業者の意識向上を図ります。

コラム等掲載ページ

第 4 章

計画の推進

1 計画の周知

第2次みよし市環境基本計画の施策・事業を着実に推進するためには、市民や事業者等の各主体への計画の周知が重要となります。同時に、協働による環境行動で高い効果を発揮させるため、未だ馴染みのない取り組みを広めるためにも、市民一人ひとりが本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠です。

そのため、第2次みよし市環境基本計画本編や概要版を市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、市民や事業者等多くの人に、趣旨や内容について周知を図ります。

あわせて、未来を生きる子どもたちに向けて環境やSDGsに関して効果的な周知・啓発を行うための「子ども版環境基本計画」を作成し、若年層への積極的な情報発信を図ります。

2 計画推進の体制

(1) 計画推進主体

第2次みよし市環境基本計画の実現に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、みよし市（行政）と「みよし市環境審議会」がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

①市民・事業者

- 環境行動を実践する主体として、本計画に示す事業に主体的・自発的に参画して協働で取り組みます。
- 協働による取り組みの成果や意見・課題は、市にフィードバックし、事業の効果的な推進を図ります。

②みよし市（行政）

- 市民や事業者の環境行動を支援し、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- 国や県等と連携・協力し、国等が実施する環境政策を本市においても着実に推進します。

③みよし市環境審議会

- みよし市環境基本条例第26条の規定による市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化および環境衛生に関し必要な調査および審議を行い、市長に対し答申します。
- 委員は学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者などで構成します。

(2) 計画推進管理

みよし市の環境・まちづくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、PDCA サイクルによるスパイラルアップで本計画を確実に推進していきます。

